

北斗市津波避難計画 (案)

《 全 体 計 画 》

令和7年〇月

北 斗 市

目次

第1章 総則	1
1 目的.....	1
2 計画の見直し及び地域一体となった対策の推進.....	1
3 北斗市の津波被害想定と避難計画.....	1
4 用語の意義.....	4
第2章 避難計画	6
1 津波避難計画の基本方針.....	6
2 津波到達予想時間の設定.....	6
3 津波浸水想定区域.....	7
4 避難対象地域の指定.....	8
5 避難困難地域の指定.....	10
6 避難方法.....	13
7 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等）及び避難経路等.....	16
8 避難先（避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビル等）からの2次避難.....	29
第3章 初動体制	33
1 職員の非常配備体制.....	33
2 避難誘導等に従事する者の安全確保.....	34
3 津波情報等の収集・伝達.....	35
第4章 避難指示等の発令	37
1 避難指示の発令判断基準.....	37
2 避難対象地域.....	37
3 避難指示の伝達方法.....	37
4 避難指示の解除.....	38
5 津波情報及び避難指示等の伝達経路.....	39
6 避難情報の発令文.....	40
第5章 津波対策の教育・啓発	43
1 津波に対する心得.....	43
2 津波防災教育・啓発の場、手段・方法、内容等.....	43
3 津波防災の日等に合わせた取組.....	44

第6章 津波避難訓練の実施	45
1 訓練の実施体制及び参加者	45
2 訓練の内容	45
3 地域による避難訓練	45
4 市職員による訓練の実施	45
5 総合的な避難訓練の実施	45
第7章 積雪・寒冷地対策	46
1 積雪・寒冷地特有の課題	46
2 積雪・寒冷地対策	46
第8章 その他の対策	47
1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策	47
2 避難促進施設の避難対策	47
3 災害時における要配慮者の避難対策	47
4 広域一時滞在	47
5 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対策	47
6 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の促進	49
7 その他	49
第9章 地区津波避難計画	50
1 地区津波避難計画の主体	50
2 地区津波避難計画の構成	50
3 地区津波避難計画の作成方法	50
【 参 考 資 料 】	52

第1章 総則

1 目的

この計画は、津波対策の推進に関する法律（平成二十三年法律第七十七号）第九条第二項の規定に基づき、将来発生が予想される津波災害に対し、地震・津波発生直後から津波が終息するまでの概ね数時間から2、3日の間、住民の生命、身体の安全を確保するための避難計画である。

また、この計画は、「北斗市地域防災計画」の別冊である「地震・津波防災対策計画編」を避難者の状況や地域の実情に応じて具体化するものである。

2 計画の見直し及び地域一体となった対策の推進

この計画は、訓練などにより明らかになった課題、避難施設など、新たに講じた津波防災対策及び社会条件等の変化に応じて継続的に検討し、必要があると認められるときは、これを修正する。

この際、地域の地形・環境、津波浸水想定・津波到達予想時間、市街地・集落の構造等の地域特性に応じ、住民の意向を踏まえつつ、避難施設・避難路、観光施設・宿泊施設、社会福祉施設等、各種施設の管理者とも必要な調整を図りながら、まちづくりと一体となった検討の上で、それぞれの地域に適した対策を構築し、地域一体となって対策を推進する。

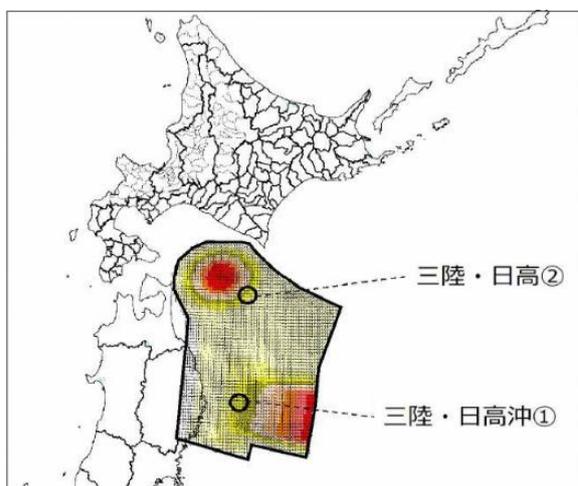
3 北斗市の津波被害想定と避難計画

津波による被害想定は、北海道が令和4年7月、日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震が発生した際に想定される具体的な被害として市町村ごとに公表していることから、この津波が現時点で想定される最大の津波であることを前提とした計画とする。

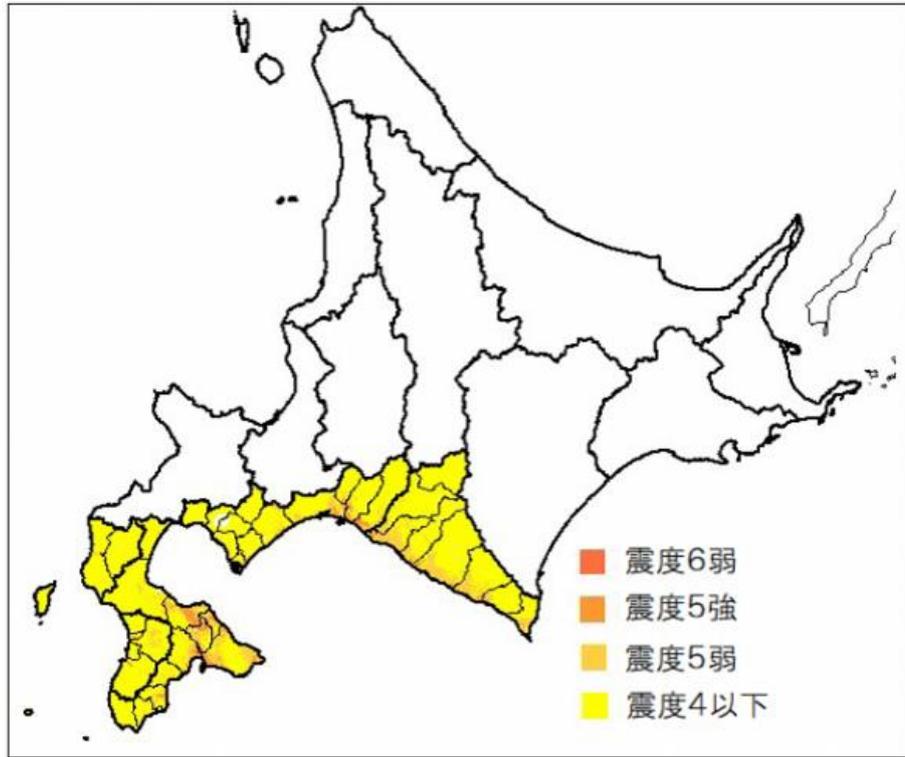
(1) 想定される地震及び津波の最大規模

- ア 震源域：日本海溝モデルの三陸・日高②
- イ 地震の規模と最大震度：マグニチュード9.1の場合、最大震度5強
- ウ 最大津波高：5.1m～7.8m
- エ 津波到達時間：53分～61分

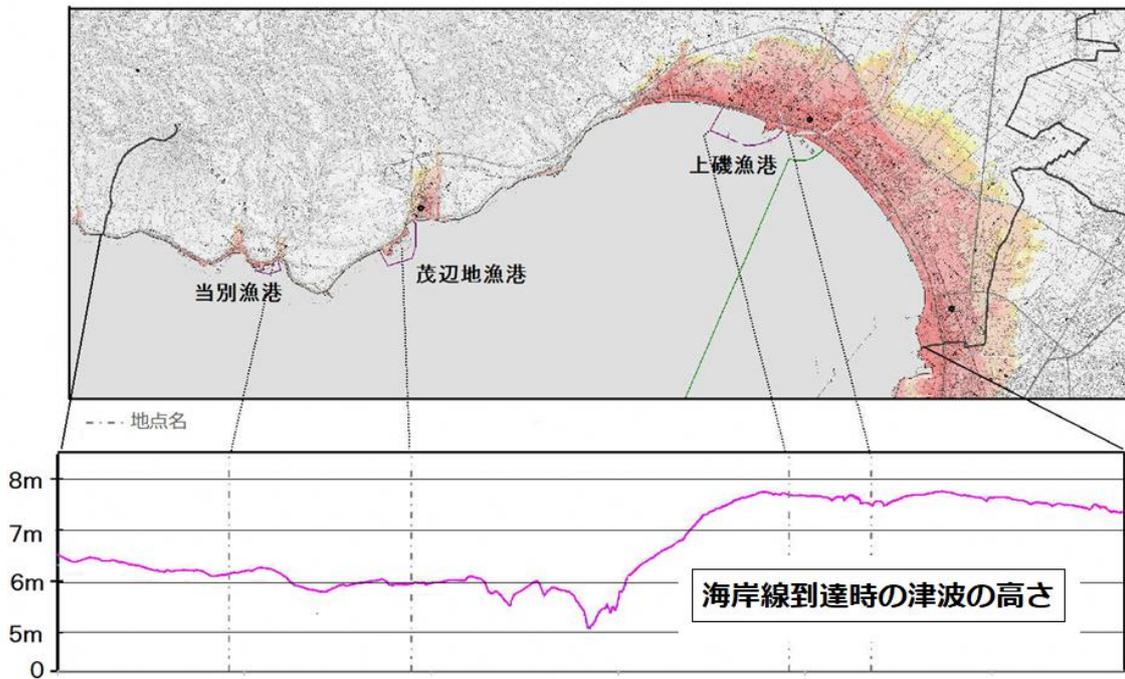
【震源域】



【最大震度】



【海岸線到達時の最大津波高】



(2) 被害想定の時期・時間帯

時期・時間	条件等
夏の昼間	住宅などの木造建築物に滞在している人口が1日の中で少ない時間帯であり、積雪・凍結等の心配がなく、明るい時間帯であるため、迅速な避難が可能
冬の夕方	積雪・凍結により避難速度が低下し、津波による被害も多い
冬の深夜	多くの人が自宅で就寝中の時間帯であり、避難準備に時間を要すほか、夜間の暗闇や積雪・凍結により避難速度が低下するため、避難が遅れ、津波による被害が多くなる時期・時間帯

(3) 被害の程度（津波による人的被害）

避難行動	人的被害	時期・時間帯		
		夏・昼	冬・夕	冬・深夜
早期避難率 〔高〕 +呼びかけ※1	死者（人）	110	5,800	7,300
	負傷者（人） ※3	10	50	20
早期避難率 〔低〕 ※2	死者（人）	10,000	17,000	18,000
	負傷者（人）	200	210	190
低体温症要対処者 ※4				7,500
津波による避難者数 ※5			18,000	

- ※1 早期避難者比率が70%と高く、さらに津波情報の伝達や避難の呼びかけが効率的に行われた場合で、津波避難ビルへの避難を考慮した場合。
- ※2 早期避難者比率が20%と低く、避難しない人がいる場合を含む場合で、津波避難ビルへの避難を考慮しない場合。
- ※3 津波に巻き込まれ負傷する人の数と建物倒壊に巻き込まれて負傷する人の数等を推計。
- ※4 津波から難を逃れた後、屋外で長時間、寒冷状況にさらされることで低体温症により死亡のリスクが高まる人。
- ※5 浸水想定区域内の人口から早期避難率〔低〕の死者数を除いた数。

4 用語の意義

この計画において使用する用語の意味は次のとおりである。

(1) 津波浸水想定区域

津波防災地域づくりに関する法律（平成23年法律第123号）（以下「津波法」という。）第8条第1項に基づいて、最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される浸水の区域のことをいう。

(2) 津波到達予想時間

津波の浸水深が1cmとなる、地震発生からの時間（津波浸水開始時間）

※ 気象庁が津波情報で発表するものは、津波による潮位変化が始まると予想される「津波到達予想時刻」

(3) 津波災害警戒区域

津波法第53条第1項の規定により、最大クラスの津波が発生した場合に、住民等の生命又は身体に危害が生ずるおそれがある区域で、津波による人的災害を防止するため、津波から「逃げる」ことができるよう警戒避難体制を特に整備すべき区域として北海道知事が指定した区域をいう。（北斗市は津波浸水想定区域全域が指定されている。）

(4) 基準水位

津波浸水深に、津波が建物等に衝突した際の水位の上昇（せり上がり）を加えた水位で、地盤面からの高さで表示している。これにより津波避難ビル等の避難する上で有効な高さが明確になる。

(5) 避難対象地域

津波が発生した場合に避難が必要な地域で、津波浸水想定区域に基づき市が指定する。安全性の確保、円滑な避難等を考慮して、津波浸水想定区域よりも広い範囲で指定する。

津波情報等が発表された場合は避難対象地域が避難指示の発令対象区域となるが、津波情報の種類によって避難指示の発令対象区域は異なる。

(6) 指定緊急避難場所

切迫した危険な災害から迅速に命を守るために、緊急的（一時的）に避難する場所をいい。災害の種類によって避難先が異なる。

指定緊急避難場所の中で津波の危険から緊急に避難することができる高台や施設を市が災害対策基本法第49条の四に基づき指定している。原則として避難対象地域の外に定めるものであるが、避難対象地域の中の函館江差自動車道沿いの高台（以下「高規格道路高台」という。）も指定緊急避難場所として指定している。

(7) 避難目標地点

津波の危険から避難するために、避難対象地域の外に定める場所で、自主防災組織や住民等が、とりあえず生命の安全を確保するために設定するものであり、必ずしも指定緊急避難場所と一致しない。本計画においては、避難目標地点として適している代表的な地点（地域）を示している。

(8) 津波避難ビル

津波から命を守るために、一時的に避難できるよう高さ・耐震性などの条件を満たし、建物の施設管理者の協力を得て市が指定している緊急避難施設をいう。施設毎に避難階数やエリア

が決められている。(津波が発生又は発生する恐れがある時に、要配慮者や避難対象地域の外まで避難する時間がなくなった地域住民及び救助活動に従事する者等が、津波からの避難に遅れて、やむを得ず避難できる緊急的・一時的な施設)

(9) 避難先

指定緊急避難場所、避難目標地点及び津波避難ビルを総称したものをいう。

(10) 指定避難所

災害により住居が被害を受け、住まいを失った場合や、災害の危険性がなくなるまで一定期間滞在することを目的とした施設で、災害対策基本法第 49 条の七に基づき市が指定する施設をいう。

(11) 避難困難地域

最大クラスの津波想定において、津波到達予想時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）まで避難することが困難な地域をいう。

(12) 一次避難可能地域

最大クラスの津波想定において、津波到達予想時間までに、避難対象地域内の津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）に避難することが可能な地域をいう。津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）までの距離だけではなく、収容可能人数の制約を考慮して決定する。

(13) 特定避難困難地域

最大クラスの津波想定において、津波到達予想時間までに、避難対象地域の外、または津波避難ビルや指定緊急避難場所（高規格道路高台）に避難することが困難な地域をいう。避難困難地域から一時避難可能地域を除いた地域が該当する。

(14) 避難路・避難経路

避難目標地点まで最短かつ安全に到達できる主要な道路で、市が指定するものを「避難路」といい、自主防災組織等の住民が設定するものを「避難経路」という。

また、避難路及び避難経路を総称して「避難経路等」という。

(15) 広域一時滞在

市内の指定避難所で被災住民の居住場所を確保することが困難な場合は、災害対策基本法第 86 条の 8 の規定に基づき、一時的に道内の他の市町村と当該被災住民の受入れについて協議し避難所を確保する。

(16) 北海道・三陸沖後発地震注意情報

日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震の想定震源域とその周辺でマグニチュード7以上の地震が発生した場合に、大地震の発生可能性が平時よりも相対的に高まっているとして注意を促すために概ね2時間以内に気象庁が発表する情報をいう。

(17) 要配慮者

高齢者、障がい者、妊産婦や乳幼児など防災施策において特に配慮を要する者をいう。

(18) 避難行動要支援者

災害時、自ら避難することが困難なもので、特に避難に際し支援を要する者をいう。

(19) 避難支援等実施者

災害時、避難行動要支援者の避難を直接支援する者をいう。

第2章 避難計画

1 津波避難計画の基本方針

津波避難計画は地域の実情を踏まえつつ、次の考え方に基づいて策定する。

- (1) 避難計画策定にあたっての統一的な基本方針を示した「北海道津波避難計画策定指針」及び「市町村における津波避難計画策定指針」などを参考に体系的かつ効果的な計画を策定し、その後は避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催して策定する「地区防災計画に含まれる津波避難に関する計画（以下「地区津波避難計画」という。）」に結び付く構成とする。
- (2) 津波による人的被害を軽減するため、住民一人ひとりの迅速かつ主体的な避難行動を基本とする。
- (3) 住民が避難するにあたって、強い揺れや弱くとも長い揺れを伴う地震が発生した場合には、最大クラスの津波高を想定し、津波到達予想時間まで猶予がある場合には、できる限り海岸から遠く、高く安全な場所（高規格道路高台を含む。）を目指す立ち退き避難を基本とする。ただし、避難困難地域等に居住し徒歩では避難対象地域の外の安全な避難目標地点にたどり着けない場合は、津波避難ビルなどに避難（緊急安全確保）するものとする。

2 津波到達予想時間の設定

津波法第8条第1項に基づき、道が設定した津波浸水想定の結果、北斗市の各代表地点における最大津波高と第1波の津波到達予想時間は下記の表のとおりである。

想定地震：日本海溝・千島海溝沿いの巨大地震

対象津波：日本海溝モデル 三陸・日高②の最大クラス津波（L2津波）

津波到達地点 (代表地点)	最大津波高 (メートル)	第1波到達時間 (分)
七重浜	7.6	61
東浜	7.8	60
大野川河口	7.5	60
富川	7.5	58
矢不來	5.4	58
茂辺地	6.1	54
当別	6.2	54

※ L2津波とは、発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波で、住民避難を柱とした総合的防災対策を構築する上で想定する「最大クラスの津波」をいう。

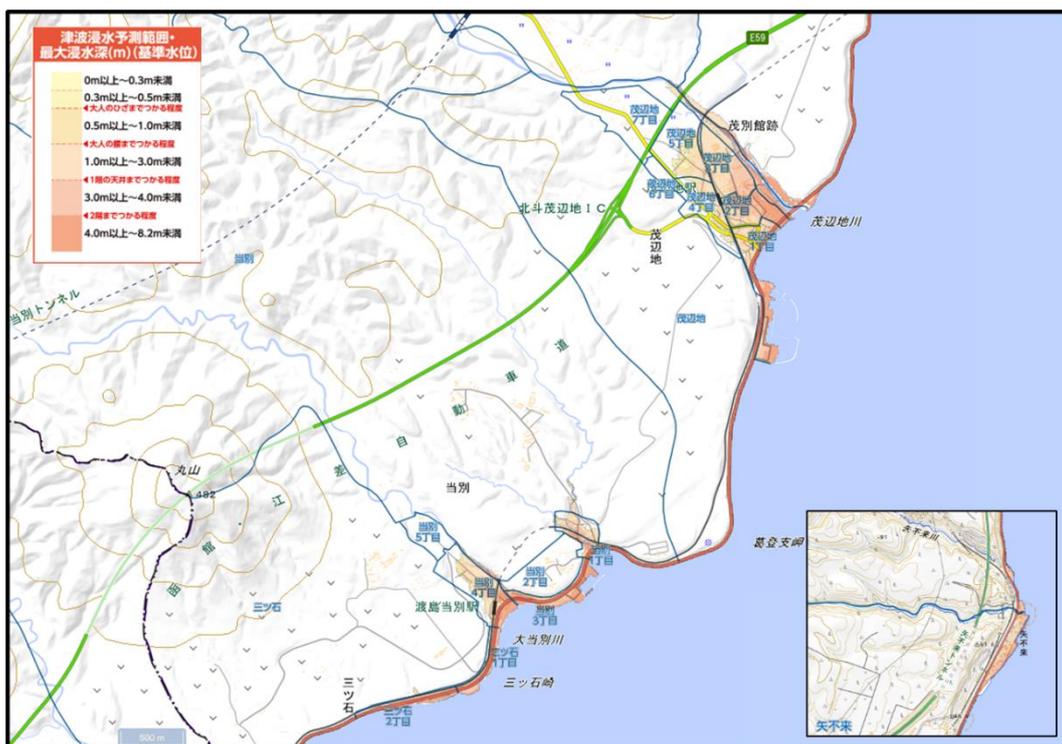
3 津波浸水想定区域

津波法第8条第1項に基づき、道が設定した津波浸水想定の結果、北斗市における最大クラスの津波が悪条件を前提に発生した時の浸水の区域は下記の図のとおりである。

【津波浸水想定区域 七重浜～富川地区】



【津波浸水想定区域 矢不来～三ツ石地区】



4 避難対象地域の指定

避難対象地域は、大津波警報（最大規模又は5m～3m）、津波警報及び津波注意報の4種類の異なる地域を予め市が指定するが、津波は局所的に高くなる場合があること、津波浸水区域はあくまでも想定に過ぎず、浸水区域が拡大する可能性もあることなどを考慮し広めに設定する。

なお、避難対象地域の住民は、予め津波ハザードマップを参考に複数の避難経路や避難目標地点を定めておくことが必要である。

警報の種類別	避難対象地域指定基準
大津波警報	最大クラスの大津波又は5m～3mの大津波により浸水が想定される区域（津波災害警戒区域） ※ 避難対象地域図（赤点線・桃色点線の南側）を参照
津波警報	津波の高さが3m以下の場合に浸水が想定される区域 ※ 避難対象地域図（青色実線南側）を参照 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。
津波注意報	海水浴や潮干狩りの観光客、釣り客、海岸付近で働く従業員等の安全確保のため、海岸線に接している区域（国道228の海岸側） 避難対象地域全域に対しては、注意喚起を促す広報を行う。

大津波警報等の発表に伴い避難指示が発令される避難対象地域は次の表のとおり。

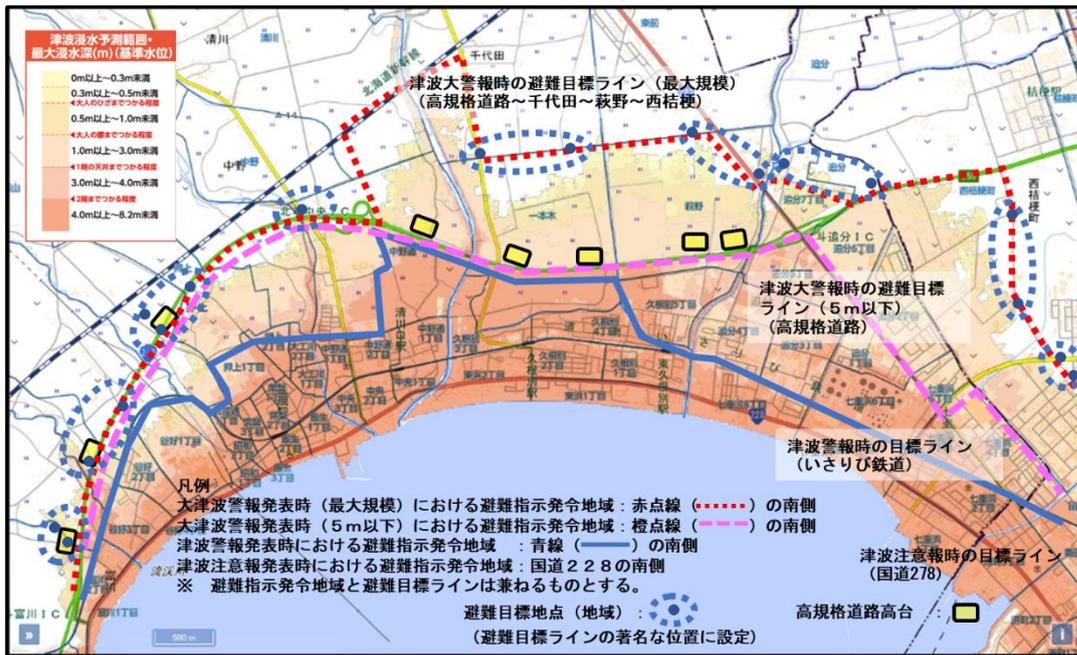
浜分地区		久根別・東浜地区		中央～谷好地区		茂辺地～石別地区	
町名	人口（世帯数）	町名	人口（世帯数）	町名	人口（世帯数）	町名	人口（世帯数）
七重浜1丁目	547 (352)	東浜1丁目	1,088 (540)	常盤1丁目	749 (367)	矢不来	15 (9)
七重浜2丁目	2,027 (1,172)	東浜2丁目	1,023 (569)	常盤2丁目	314 (160)	館野	5 (4)
七重浜3丁目	1,088 (551)	久根別1丁目	1,276 (676)	常盤3丁目	296 (141)	茂辺地	
七重浜4丁目	1,978 (1,061)	久根別2丁目	1,213 (637)	公園通1丁目	262 (143)	茂辺地1丁目	157 (102)
七重浜5丁目	518 (263)	久根別3丁目	395 (211)	大工川1丁目	286 (136)	茂辺地2丁目	219 (131)
七重浜6丁目	289 (154)	久根別4丁目	1,583 (796)	大工川2丁目	138 (71)	茂辺地3丁目	203 (114)
七重浜7丁目	709 (418)	久根別5丁目	793 (364)	大工川	135 (67)	茂辺地4丁目	81 (54)
七重浜8丁目	1,296 (705)	一本木	244 (127)	押上1丁目	102 (52)	茂辺地5丁目	137 (88)
追分1丁目	984 (459)	萩野	137 (74)	押上2丁目	228 (100)	茂辺地市ノ渡	20 (15)
追分2丁目	3,359 (1,337)	千代田	273 (139)	押上	74 (36)	当別	427 (425)
追分3丁目	375 (216)	中央～谷好地区		添山	144 (115)	当別1丁目	80 (51)
追分4丁目	1,111 (533)	町名	人口（世帯数）	昭和1丁目	70 (45)	当別2丁目	72 (48)
追分5丁目	80 (52)	中央1丁目	170 (90)	昭和2丁目	220 (116)	当別3丁目	59 (35)
追分6丁目	15 (8)	中央2丁目	324 (165)	谷好1丁目		当別4丁目	49 (33)
追分7丁目	135 (72)	中央3丁目	206 (120)	谷好2丁目	694 (324)	三ツ石	47 (36)
追分	43(20)	中野通1丁目	866 (454)	谷好3丁目	572 (312)	三ツ石1丁目	36 (20)
		中野通2丁目	686 (289)	谷好4丁目	198 (96)	三ツ石2丁目	41 (29)
		中野通3丁目	790 (343)	富川1丁目	115 (63)		
		中野通	190 (100)	富川2丁目	353 (212)		
		中野	120 (58)	富川町			
		清川	301 (161)	桜岱	165 (107)		
		飯生1丁目	297 (161)	水無	38 (24)		
		飯生2丁目	197 (99)	三好	48 (25)		
		飯生3丁目	123 (75)	柳沢			

津波避難対象地域 凡例

- 大津波警報（最大規模）
- 大津波警報（3～5m）
- 津波警報（3m以下）
- 海岸に接する地域：津波注意報

中野、清川、谷好1丁目、桜岱、柳沢、富川町、館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡、石別、三ツ石は、浸水想定区域内に一般住宅建物なし。

【避難対象地域図 七重浜～富川地区】



【避難対象地域図 矢不来～三ツ石地区】



※ 避難指示は町丁名で発表するため、避難対象地域の外の地域にも避難指示が発表されることを踏まえ避難目標地点を選定するものとする。

(避難対象地域の外にいる住民は避難する必要はないものの、津波の浸水区域が拡大する可能性を考慮し、より安全な地域に移動することが望ましい。)

※ 参考資料：津波警報（3m以下）及び大津波警報（3～5m）発表時の津波浸水想定区域

5 避難困難地域の指定

(1) 避難困難地域は、津波到達予想時間と歩行速度及び避難開始時間を考慮し避難可能距離を割り出した上で、津波到達予想時間までに**避難対象地域の外**まで辿り着けない地域を市が指定する。避難可能距離は、次の式により求める。

$$\text{避難可能距離} = \text{歩行速度} \times (\text{津波到達予想時間} - \text{避難開始時間})$$

津波到達予想時間：以下の表のとおり
 歩行速度：0.5m/秒 (0.58 (60歳以上) × 0.86 (冬季を考慮) = 0.4988)
 (老人自由歩行速度、群衆歩行速度は 1.0m/秒)
 避難開始時間：7分 (昼間・冬季にすぐに避難する場合)

※ 津波到達予想時間は、道が設定した津波浸水想定の結果を適用する。また、歩行速度及び避難開始時間は**北海道**が示している津波避難計画策定指針を参照とする。

【各地区の避難可能距離】

地区 (沿岸地域)	避難可能距離 (m)	避難速度 (m/分)	津波到達予想 時間 (分)	避難開始時間 (分)
七重浜地域	1,620	0.5 × 60	61	7
東浜地域	1,590		60	
中央 ~ 矢不來	1,530		58	
茂辺地 ~ 三ツ石	1,410		54	

※ 避難可能距離：避難を開始する地点から、津波が到達するまでに移動できる距離

【避難困難地域】



※ 道津波避難計画策定指針での歩行速度は1.0m/秒を目安とされているが、これは健常者の歩行速度であり、市においては、歩行速度が遅い要配慮者についても、徒歩での避難を求めていることから道津波避難計画策定指針で参考として示している「北海道南西沖地震津波時の年齢階層別平均避難速度」（日本建築学会）の60歳～の平均避難速度に、冬期における一般的な平均速度を踏まえて歩行速度を0.5m/秒とした。

したがって、本計画における避難困難地域の対象者は要配慮者であり、1.0m/秒で歩行できる健常者については、基本的には徒歩で避難対象地域の外まで避難することが可能である。

(2) 避難困難地域の要配慮者については、津波到達予想時間までに避難対象地域内の高規格道路高台や津波避難ビルに避難することが必要となる。高規格道路高台や津波避難ビルに避難することができる一時避難可能地域は、避難可能距離のみではなく、収容可能人員の制限も考慮し設定し、避難困難地域のうち、一時避難可能地域以外の地域を特定避難困難地域とする。

特定避難困難地域の要配慮者については、独自での避難は困難なことから、地区津波避難計画や個別避難計画を作成し、避難行動等支援者の協力のもとに避難することが必要である。

【一時避難可能地域及び特定避難困難地域】



※ 特定避難困難地域を解消するため、市は旧久根別川の歩道橋等避難路等の整備を行っている。

【市が指定している津波避難ビル・高規格道路高台の一覧表】

種類	番号	津波避難ビル・指定緊急避難場所名	住 所	階層	使用階層	最大収容人員 (1人/1㎡)
津波避難ビル	①	七重浜住民センター	七重浜 2-32-25	3階	3階	335
	②	函館水産高校(校舎)	七重浜 2-15-3	4階	3階以上	1,400
	③	第3キリンズマンション	七重浜 4-18-11	8階	2階以上	100
	④	道営住宅七重浜団地(2号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	7
		道営住宅七重浜団地(3号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	10
		道営住宅七重浜団地(4号棟)	七重浜 7-2-14	3階	3階	7
		道営住宅七重浜団地(5号棟)	七重浜 7-2-14	4階	3階以上	40
		道営住宅七重浜団地(6号棟)	七重浜 7-2-14	4階	3階以上	40
	⑤	市営住宅久根別団地(2号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48
		市営住宅久根別団地(3号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48
		市営住宅久根別団地(4号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	72
		市営住宅久根別団地(5号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48
		市営住宅久根別団地(6号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48
		市営住宅久根別団地(7号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	72
		市営住宅久根別団地(8号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48
		市営住宅久根別団地(9号棟)	久根別 1-18	4階	3階以上	48
	⑥	久根別住民センター	久根別 1-29-2	3階	3階	230
	⑦	市営住宅中野通団地(A棟)	中野通 1-8-1	5階	3階以上	340
		市営住宅中野通団地(B棟)	中野通 1-9-1	5階	3階以上	340
	⑧	北斗市役所	中央 1-3-10	5階	3階以上	2,520
⑨	市営住宅飯生団地	飯生 3-1-25	7階	3階以上	236	
⑩	道営住宅常盤団地(1号棟)A棟	常盤 1-7-1	3階	3階	18	
	道営住宅常盤団地(2号棟)B棟	常盤 1-7-1	3階	3階	12	
	道営住宅常盤団地(3号棟)C棟	常盤 1-7-1	6階	3階以上	342	
⑪	市立上磯中学校	中野通 320番地の4	4階	2階以上	1,900	
⑫	市立浜分中学校	追分 1-17-1	3階	2階以上	1,500	
⑬	上磯高校(校舎)	中野通 3-6-1	4階	3階以上	760	
⑭	市営茂辺地中央団地	茂辺地 3-3-10	3階	3階・屋上	208	
合 計						10,777
高台	①	高規格道路(萩野①)	萩野			500
	②	高規格道路(萩野②)	萩野			500
	③	高規格道路(一本木①)	一本木			500
	④	高規格道路(一本木②)	一本木			500
	⑤	高規格道路(中野通)	中野通			500
	⑥	高規格道路(添山)	添山			500
	⑦	高規格道路(水無)	水無			500
	⑧	高規格道路(富川)	富川			500
	合 計					

※ 最大収容人員は大津波警報時

6 避難方法

(1) 避難方法の基本的な考え方

津波は突発的に発生することから、地震による大きな揺れや、弱くても長い揺れを感じた場合は、気象庁の津波警報等の発表や市の避難指示の発令を待たずに、自主的に**避難先となる避難対象地域の外**の**避難目標地点**や**指定緊急避難場所**若しくは**高規格道路高台・津波避難ビル**等の安全な場所を目標に避難を開始する。また、避難している間においては津波に関する情報収集（防災無線・ラジオ、スマートフォン等）に努め、津波警報等や避難指示の情報を得たときは、**気象庁が発表する**津波到達予想時刻や予想される津波の高さ等を踏まえ、津波が到達するまでに避難行動を完了できるようにする。

ただし、避難開始が遅れた等により、津波到達予想時刻までに避難行動を完了させることができないようなときは、努めて高い建物の上階等に避難（**緊急安全確保**）するものとする。

(2) 避難方法としてとるべき行動

ア 避難対象地域の外**の安全な場所**（市が設定する**指定緊急避難場所**や自らが設定した**避難目標地点**等）に徒歩で速やかに移動する。

自動車等による避難は、次の理由により円滑な避難ができないおそれがある。

- 家屋や電柱の倒壊、落下物等により円滑な避難ができない可能性が高い。
- 多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等の発生率が高い。
- 自動車の利用が、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれがある。
- 季節や時間帯によっては、既に渋滞が発生しているおそれがある。
- 停電により信号機が停止した場合、自動車による通行が困難になる。

※ 自動車等の使用は、避難行動要支援者等の避難において自動車等を使用しなければ避難できない状況で、かつ自動車等を利用しても渋滞や交通事故の可能性、徒歩避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合などには、地域の実情に応じた**避難方法をあらかじめ検討し**、「地区津波避難計画」及び避難行動要支援者の「個別避難計画」に整理されている自動車及び避難誘導・避難目標地点に避難した住民の移送等の災害応急対策に使用する自動車などとする。自動車等を使用し避難する場合は、**指定した経路を通り、直接、指定された目標地点（指定避難所等）**まで避難するものとする。

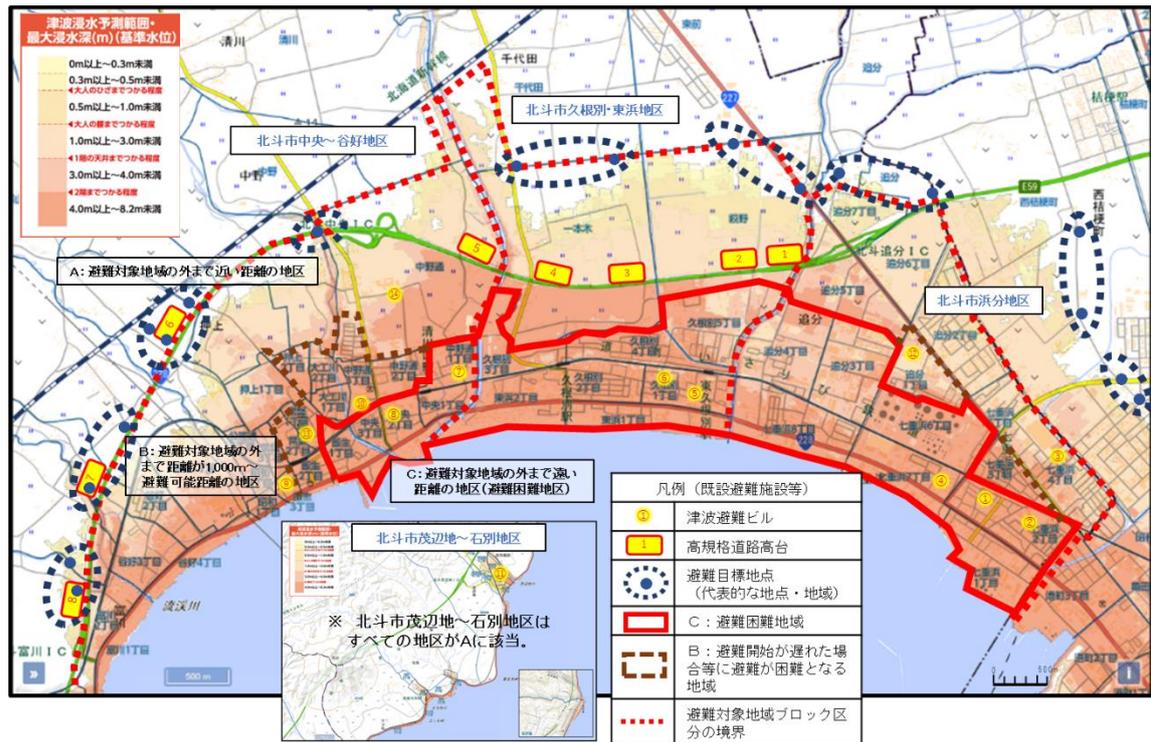
イ 避難対象地域の外に移動することが困難な場合は、市が指定した高規格道路高台や津波避難ビル等の努めて高い場所（階）に徒歩により移動する。

ウ ただし、個人の身体、体力により、とることが出来る避難行動は異なるため、状況に応じた自助、共助により安全な場所への移動を追求するも、津波の状況によって安全な場所への移動が困難な場合は出来る限りの避難行動（付近のより高い建物の上層階等へ避難する等の緊急安全確保）により**安全の確保**に努める。

(3) 地域の特性に応じた避難方法

市は地域的な特性を踏まえ避難対象地域を4つのブロックで区分するとともに、避難対象地域の外までの距離（避難の困難性）を踏まえ3種類の避難パターンを設定し、これを組み合わせることによって効率的に避難できる体制を整備する。

【避難対象地域のブロック区分と3種類の避難パターン設定地域図】



(4) 避難方法の基本的なパターンについて

地震発生時において、その時滞する場所に応じた市民に求める行動（避難方法）を北斗市における避難可能距離（概ね 1,410m～1,620m）を基準として、以下のA～Cの「3種類の避難パターン」に分類し、各地区の代表的な避難先・避難路（推奨ルート）を取りまとめる。

ア A：避難対象地域の外までの「距離が近い（概ね 1,000m以内）」地区

避難対象地域の外までの距離が近く、到達しやすい地域であり、避難対象地域の外を目指すことを基本とする。

ただし、当該地域において「津波到達予想時間」となった場合、または身体、体力的に歩行避難が困難な場合等で近くの津波避難ビル・高規格道路高台等への避難で安全を確保することも避難行動とする。

イ B：避難対象地域の外までの「距離が 1,000m～避難可能距離」の地区

（避難開始が遅れた場合（10～15分程度）や移動間における疲労による歩行速度の低下（冬期における歩行速度低下（約 20%）を含む）等を考慮すると要配慮者の避難が困難になることが懸念される地区）

避難対象地域の外を目指すことを基本とするものの、避難開始が遅れた場合や身体、体力的に歩行避難が困難な場合等により、避難対象地域の外まで避難できない場合は、津波避難ビル・高規格道路高台等で安全を確保する。

また、指定された津波避難ビル等以外においても安全を確保できる頑丈な建物のより高い階などで安全を確保することも避難行動とする。

ウ C：避難対象地域の外までの「距離が遠い」地区（避難困難地域）

避難対象地域の外までの距離が遠く、要配慮者においては「津波到達予想時間」までに避難対象地域の外まで移動し安全を確保することが難しいことから、地区ごとに市が指定した

津波避難ビル・高規格道路高台等へ避難することを基本とする。

ただし、健常者で「津波到達予想時間」までに避難対象地域の外に移動することが可能な場合は、より安全な避難対象地域の外に移動することとする。

また、指定された津波避難ビル・高規格道路高台等以外においても安全を確保できる頑丈な建物のより高い階などで安全を確保することも避難行動とする。

(5) ブロック区分した地区ごとの特性について

ア 浜分地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離が約 2.5Km 前後で距離があるものの、函館水産高校、市立浜分中学校といった収容能力の高い津波避難ビルが存在しており、避難困難地域の要配慮者については収容が可能である。地域の特性上、函館市（西桔梗地区）方向に避難する住民も多いことから避難目標地点となり得る代表的な地域を把握し、そこから努めて速やかに避難者を市の指定避難所等へ移送することが必要になる。

イ 久根別・東浜地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離は約 2.5Km 前後と距離が長く、かつ多くの避難者を収容可能な津波避難ビル等が存在しない。さらにいさりび鉄道及び旧久根別川によって南北に分断されており直線的に高規格道路高台まで避難できず時間を要してしまうため、特定避難困難地区における要配慮者については高規格道路高台まで避難することが困難な状況になっており、津波避難ビルである久根別住民センターに避難者が集中し、収容することが困難な状況に陥る懸念がある。

このため、地域の共助により要配慮者の避難を支援するほか、東浜 2 丁目に居住する要配慮者は大野川を横断し市役所等へ避難したり、久根別住民センターより北側に居住する要配慮者は、新川の川沿いの経路（一部未舗装）を避難路として使用して高規格道高台まで避難するなどにより、久根別住民センターへの避難集中を回避することが求められる。

避難をする際は、津波の到達状況等の情報を継続的に収集しつつ、避難するとともに、危険が差し迫った場合には緊急安全確保（川沿いから離れた少しでも高い建物等に避難）することが重要になる。

ウ 中央～谷好地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離は中央地区で約 2.0Km～1.5Km と長いものの、添山の西側は 1.0Km 以内で比較的避難は容易になっている。また、中央地区でも上磯高校、市立上磯中学校という収容能力が高い津波避難ビルが存在しており、避難困難地域の要配慮者については収容が可能である。ただし、避難目標地点から指定避難所（沖川小学校等）までの距離が長く、要配慮者等については高規格道路等を活用した速やかな移送が必要となる。

エ 茂辺地・石別地区

海岸線から避難対象地域の外までの距離は 1.0Km 未満であり比較的避難は容易であるが、この地区は道路が海岸線に限定されているほか、避難路の一部が土砂災害（特別）警戒区域に指定されており、避難する際は土砂崩れの状況を確認して安全を確保しつつ避難するとともに、石別地区については他地区から孤立する可能性があることを踏まえ備蓄品を準備しておくことが求められる。

7 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等）及び避難経路等

(1) 避難先（指定緊急避難場所、津波避難ビル等）

避難先は避難対象地域の外までの距離や特性を考慮し地区ごとに避難対象地域の外の**指定緊急避難場所**や避難対象地域内の高規格道路高台、津波避難ビルを指定する。

ただし、住民は、必ずしも市が指定する**指定緊急避難場所**や高規格道路高台、津波避難ビルを目指す必要はなく、地区の特性に応じ基本パターン等を参考として自らが設定した避難目標地点に最も安全かつ早く到達できる経路を避難することが重要であり、到達後、更に安全な**指定緊急避難場所**等へ向かって移動するなどの方法を考える必要がある。

ア 高規格道路高台

函館江差自動車道に整備された**指定緊急避難場所**である高規格道路高台を活用するため、市は管理協定に基づく適切な管理に努めるとともに、高規格道路高台を利用する際は、車両が走行している可能性を踏まえ、指示がない限り車道内に入らないことや、屋外であることを踏まえ防寒具等の必要な物資を携行することについて周知するものとする。

イ 津波避難ビル

津波からの避難は、**避難対象地域の外**へ避難する立ち退き避難を基本とするが、要配慮者（避難行動要支援者）や、やむを得ず逃げ遅れてしまった避難者及び津波到達時間まで救助作業を継続した消防隊員等が津波から逃れるための緊急的かつ一時的な避難**施設**として市が津波浸水想定区域内に指定している。

(ア) 津波避難ビル利用上の留意事項

- 市が指定している津波避難ビルは、周辺地域の避難者を全員収容することを想定しているものではなく、やむを得ず避難する時期を逸し立ち退き避難が間に合わない避難者や要配慮者（避難行動要支援者）などが利用する最後の砦であることから、立ち退き避難が可能な避難者が予め**避難先としての目標**とする場所ではない。
- 津波避難ビルは、想定外の津波が来襲した場合を考慮していないため、その安全性を完全に担保するものではない。津波避難ビルの住人等においても、その場からの立ち退き避難を優先する。
- 津波避難ビルにやむを得ず残った住人等については、同じ建物に避難してきた周辺住民と同じ避難者であることを認識し、救助が来るまでの間、共助によって助け合う。
- 津波避難ビルには、一部の施設を除きトイレや防寒対策用具の配備がされていないのが実情であり、避難する際には自助による防寒対策をした上で避難する。
- 市が津波避難ビルを指定した時には、住人等の理解を得た上で、消防法など他の法律に抵触しない範囲において防災備品の配備に努める。

(イ) 津波避難ビルの基準

津波避難ビルの基準は、次のとおりとする。

- **耐震性**：構造は、新耐震設計基準（昭和56年6月1日）以降に建設された鉄筋コンクリート（RC）構造、鉄骨鉄筋コンクリート（SRC）構造とする。
 - **耐津波性**：必要な性能を確認する手法「改良簡便法（道）」により安全を確かめること。
- ※ 道営住宅七重浜団地（2号棟）、道営住宅常盤団地（A・B棟）は、要件に合致しない可能性があることから努めて他の津波避難ビル等に避難し、やむを得ない場合にのみ避難するものとする。

- 基準水位以上~~（概ね 0.5m以上）~~の階層又は屋上を有し、階段室・廊下などの共有部分に一定数以上の避難者を収容できるスペースがあること。
- 浸水想定区域内の避難路沿いにあることが望ましい。

（2）避難経路等

ア 避難路は、次の点に留意し、安全性・機能性が確保されている道路を市が指定し、避難路上には標識を設置する。

- （ア）周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。
- （イ）避難者数などを考慮して、幅員が広いことが望ましい。
- （ウ）可能な限り津波の進行方向と同方向へ避難する道路を指定することが望ましい。
- （エ）踏切を通過する避難路の場合は、迂回路を想定することが望ましい。
- （オ）道路に面して避難ビルがあることが望ましい。
- （カ）津波の河川遡上を想定し、河川沿いの道路でないことが望ましい。

ただし、久根別川、新川沿いについては、地形的に避難路の対象外とすることが出来ないため、注意喚起をしたうえで避難路とする。

イ 避難経路は、自主防災組織及び地区住民等において、次のような考えに基づき設定し、地区津波避難計画に整理しておく。

- （ア）周辺に山・崖崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少ないことが望ましい。
- （イ）最短時間で避難路又は避難目標地点に到着できることが望ましい。
- （ウ）複数の迂回路が確保されていることが望ましい。
- （エ）海岸沿いや河川沿いの道路は、原則として選定しないことが望ましい。

ウ 避難経路等の踏切対策

津波災害時における迅速な避難には、避難路上の踏切対策が重要である。

市は、**道南いさりび鉄道株式会社と連携し**、平常時の情報共有や災害時の連絡体制を確立している。

避難路上の踏切情報について、避難者へ的確に伝わるよう防災行政無線、広報車両などの他にも情報伝達手段の多様化に努める。

（地震発生時の列車の動きと遮断機が下りている踏切横断）

いさりび鉄道においては、一定以上の地震が発生した場合は緊急停止（80Gal以上）、徐行（40～80Gal）することとなっており、列車の動きとしては、

- ①その場で停止し乗客等の避難を指示、
- ②最寄りの駅まで運行（徐行）し乗客等の避難を指示、
- ③津波警戒区間外まで列車の移動を指示、

の3つの行動が考えられている。

このため、大津波警報が発表されても列車が動き、踏切の遮断機が下りる可能性がある。

令和5年10月に国土交通省鉄道局から「緊急時（津波避難）に線路に立ち入ることは鉄道営業法37条（みだりに侵入しない。）に当てはまらない」と解釈が示されたことから、歩行者については、遮断機が下りた状況においても、緊急時として安全を確認して踏切内に侵入して避難することが可能となった。（車両の侵入については不可）

(3) 各地区における避難先及び避難路

ア 浜分地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	ハターン 区分	避難先
七重浜1丁目	566 (361)	111	C	函館水産高校 (1,400) 七重浜住民センター (335)
七重浜2丁目	2,055 (1,162)	501	C	函館水産高校 (1,400) 七重浜住民センター (335)
七重浜3丁目	1,115 (557)	226	B	西桔梗公園 (キリンズマンション (100))
七重浜4丁目	2,042 (1,050)	427	A	西桔梗公園
七重浜5丁目	511 (255)	89	A	西桔梗公園、西桔梗野球場東側地区
七重浜6丁目	316 (162)	64	C	市立浜分中学校 (1,500) (西桔梗公園、西桔梗野球場東側地区)
七重浜7丁目	723 (424)	163	C	七重浜住民センター (335) 市立浜分中学校 (1,500)
七重浜8丁目	1,408 (753)	217	C	市立浜分中学校 (1,500) 高規格道路 萩野① (500)
追分1丁目	1,004 (454)	108	B	西桔梗野球場東側地区、 萩野工業団地 (市立浜分中学校 (1,500))
追分2丁目	3,353 (1,305)	295	A	西桔梗野球場東側地区
追分3丁目	356 (186)	17	C	市立浜分中学校 (1,500) (萩野工業団地)
追分4丁目	1,149 (535)	137	C	高規格道路 萩野① (500) (萩野工業団地)
追分5丁目	86 (51)	16	A	萩野工業団地
追分6丁目	17 (8)	2	A	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園
追分7丁目	136 (67)	21	A	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園
追分	45(21)	4	A	萩野工業団地、ゆうあい幼稚園

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。

【浜分地区】



津波避難ビル		
番号	名称	収容可能人員(人)
①	七重浜住民センター	335
②	函館水産高校(校舎)	1,400
③	第3キリンズマンション	100
④	道営住宅七重浜団地	104
⑫	市立浜分中学校	1,500

函館江差自動車道の高台		
番号	名称	収容可能人員(人)
1	高規格道路 萩野①	500
2	高規格道路 萩野②	500

イ 久根別・東浜地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先
東浜1丁目	1,137 (551)	262	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 北斗市役所 (2,520)
東浜2丁目	1,109 (587)	296	C	北斗市役所 (2,520) 高規格道路 一本木② (500)
久根別1丁目	1,318 (691)	58	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 萩野② (500) 一本木① (500)
久根別2丁目	1,279 (644)	340	C	久根別住民センター (230) 高規格道路 一本木② (500)
久根別3丁目	415 (213)	142	C	高規格道路 一本木② (500) (島川小学校東側地域)
久根別4丁目	1,639 (797)	143	C	高規格道路 萩野② (500) 一本木①② (500×2)
久根別5丁目	826 (371)	214	C	高規格道路 萩野② (500) 高規格道路 一本木① (500) (島川小学校東側地域) ※ 萩野工業団地 (未舗装・川沿い避難 路使用)
一本木	258 (136)	53	A	島川小学校東側地域
萩野	141 (72)	40	A	萩野工業団地
千代田	291 (143)	65	A	千代田会館

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。

【久根別・東浜地区】



津波避難ビル		
番号	名称	収容可能人員(人)
⑤	市営住宅久根別団地	432
⑥	久根別住民センター	230
⑦	市営住宅中野通団地	680
⑧	北斗市役所	2,520

函館江差自動車道の高台		
番号	名称	収容可能人員(人)
1	高規格道路 萩野①	500
2	高規格道路 萩野②	500
3	高規格道路 一本木①	500
4	高規格道路 一本木②	500

凡例（既設避難施設等）	
⑤	津波避難ビル
①	高規格道路高台
●	避難目標地点 (代表的な地点・地域)
→	避難目標地点までの避難路
→	避難目標地点からの避難路
...	最大規模時の避難対象地域
---	5m以下の避難対象地域
---	津波警報時の避難対象地域

ウ 中央～谷好地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	ハ タ ン 区 分	避難先
中央1丁目	189 (99)	27	C	北斗市役所 (2,520) 上磯中学校 (1,900)
中央2丁目	334 (176)	71	C	北斗市役所 (2,520) 上磯中学校 (1,900)
中央3丁目	218 (120)	56	C	北斗市役所 (2,520) 上磯高校 (760)
中野通1丁目	875 (454)	211	C	高規格道路中野通 (500) 上磯中学校 (1,900)
中野通2丁目	712 (295)	84	B	北斗中央インター地域 (上磯中学校 (1,900))
中野通3丁目	827 (346)	85	B	北斗中央インター地域 (上磯高校 (760))
中野通	208 (106)	41	A	北斗中央インター地域 (高規格道路中野通 (500))
中野	122 (56)	31	A	沖川小学校
清川	315 (164)	63	A	沖川小学校
飯生1丁目	321 (167)	84	C	上磯高校 (380)
飯生2丁目	205 (102)	48	B	高規格道路 添山地域 (道営住宅常盤団地 (231))
飯生3丁目	138 (84)	39	A	高規格道路 添山地域
常盤1丁目	768 (364)	127	B	高規格道路 添山地域 (道営住宅常盤団地 (231))
常盤2丁目	319 (162)	70	B	高規格道路 添山地域 (道営住宅常盤団地 (231))
常盤3丁目	308 (144)	58	A	高規格道路 添山地域
公園通1丁目	272 (138)	79	A	高規格道路 添山地域
大工川1丁目	299 (137)	65	B	高規格道路 添山地域 (上磯高校 (380))
大工川2丁目	149 (71)	33	B	高規格道路 添山地域 (上磯高校 (760))
大工川	139 (64)	26	A	高規格道路 添山地域
押上1丁目	104 (50)	20	A	高規格道路 添山地域
押上2丁目	207 (90)	39	B	高規格道路 添山地域 (上磯高校 (760))
押上	79 (37)	17	A	高規格道路 添山地域
添山	153 (120)	62	A	添山会館、添山地区高台
昭和1丁目	73 (45)	38	A	高規格道路 添山地域
昭和2丁目	247 (127)	53	A	高規格道路 添山地域

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。

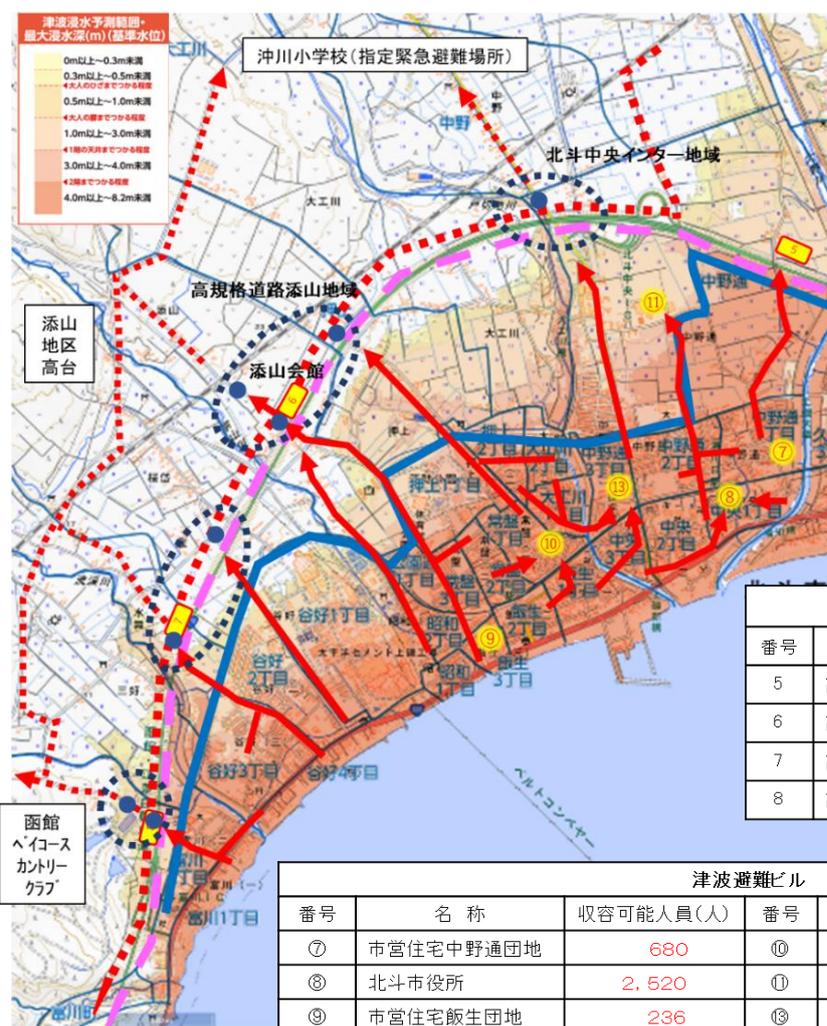
※ 中野、清川は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン区分	避難先
谷好1丁目			A	高規格道路 水無地域
谷好2丁目	707 (321)	120	A	高規格道路 水無地域
谷好3丁目	598 (311)	141	A	高規格道路 水無地域
谷好4丁目	206 (98)	51	A	高規格道路 水無地域
富川1丁目	122 (63)	31	A	高規格道路 富川地域
富川2丁目	368 (217)	128	A	高規格道路 富川地域
富川町			A	高規格道路 富川地域
桜岱	175 (108)	42	A	添山地区高台
水無	44 (27)	9	A	添山地区高台
三好・柳沢	53 (27)	8	A	添山地区高台、函館ヘイコースカントリークラブ

※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。

※ 谷好1丁目、桜岱、柳沢、富川町は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし。

【中央～谷好地区】



⑪	津波避難ビル
①	高規格道路高台
●	避難目標地点 (代表的な地点・地域)
→	避難目標地点までの避難路
→	避難目標地点からの避難路
⋯	最大規模時の避難対象地域
—	5m以下の避難対象地域
—	津波警報時の避難対象地域

番号	名称	収容可能人員(人)
5	高規格道路 中野通	500
6	高規格道路 添山	500
7	高規格道路 水無	500
8	高規格道路 富川	500

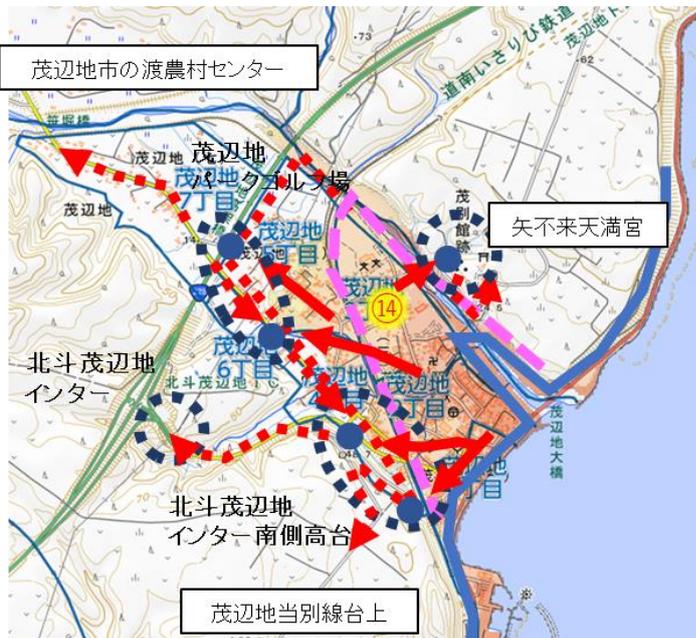
エ 茂辺地・石別地区

町名	人口 (世帯数)	要配慮 者数	パター ン 区 分	避難先
矢不來	15 (9)	6	A	矢不來北側・東側高台
館野	5 (4)	1	A	矢不來北側・東側高台
茂辺地			A	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地1丁目	157 (102)	67	A	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地2丁目	219 (131)	88	A	北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地3丁目	203 (114)	70	A	北斗茂辺地インター南側高台 矢不來天満宮
茂辺地4丁目	81 (54)	23	A	茂辺地パークゴルフ場 北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地5丁目	137 (88)	57	A	茂辺地パークゴルフ場 北斗茂辺地インター南側高台
茂辺地市ノ渡	20 (15)	10	A	北斗茂辺地インター南側高台
当別	427 (425)	64	A	おしまコロニー
当別1丁目	80 (51)	31	A	石別小学校、当別東側高台 侑愛会明和荘
当別2丁目	72 (48)	28	A	石別小学校
当別3丁目	59 (35)	21	A	石別小学校
当別4丁目	49 (33)	27	A	石別中学校、当別5丁目
三ツ石	47 (36)	14	A	石別中学校
三ツ石1丁目	36 (20)	9	A	石別中学校
三ツ石2丁目	41 (29)	8	A	石別中学校

- ※ 上記避難先は要配慮者（避難行動要支援者）及び避難支援等実施者の避難先である。
- ※ 館野、茂辺地、茂辺地市ノ渡、石別、三ツ石は、津波浸水想定区域内に一般住宅建築物なし。
- ※ 北斗茂辺地インター南側高台は地積が少なく道路上に待機することになることからより高い位置で地積があり、市の車両による移送が容易な北斗茂辺地インターに移動し安全を確保することが望ましい。

【茂辺地・石別地区】

津波避難ビル		
番号	名称	収容可能人員(人)
⑭	市営茂辺地中央団地	208



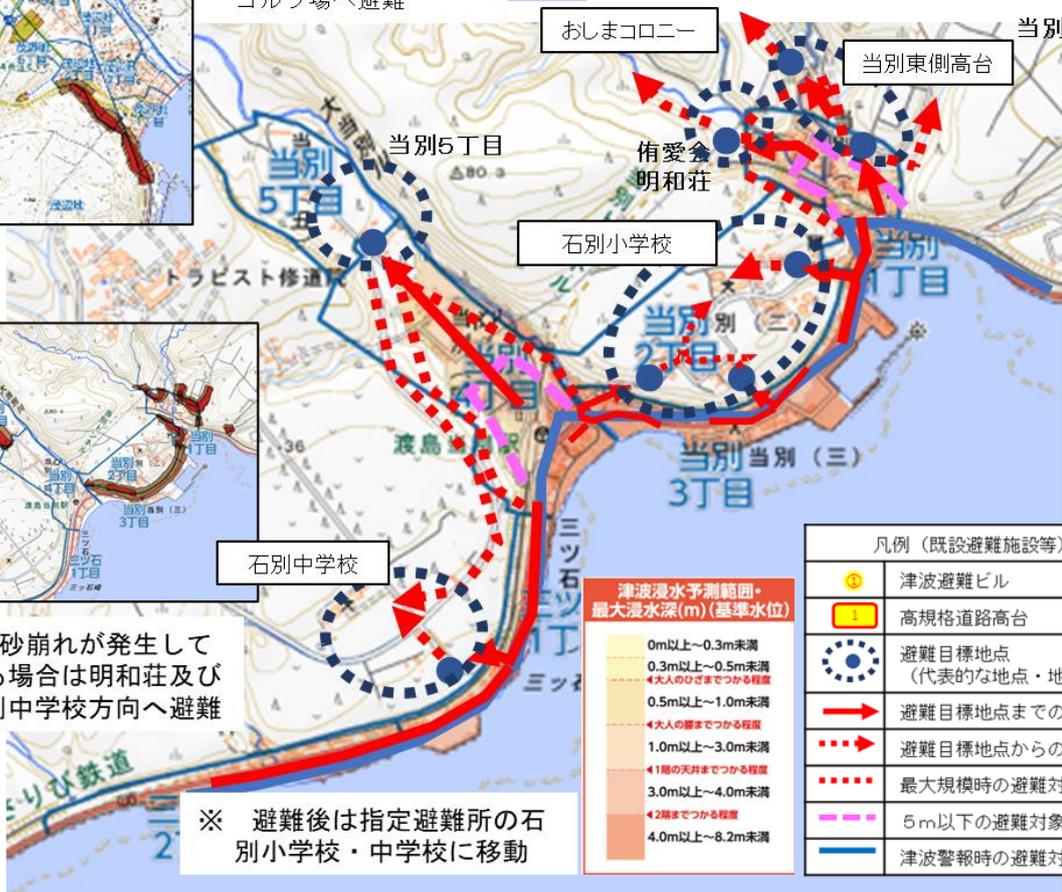
※ 避難後は指定避難所へ移動するため北斗茂辺地インターへ移動



※ 土砂崩れが発生している場合は茂辺地パークゴルフ場へ避難



※ 土砂崩れが発生している場合は明和荘及び石別中学校方向へ避難



※ 避難後は指定避難所の石別小学校・中学校に移動



凡例（既設避難施設等）	
⑭	津波避難ビル
⑮	高規格道路高台
●	避難目標地点（代表的な地点・地域）
→	避難目標地点までの避難路
→	避難目標地点からの避難路
■	最大規模時の避難対象地域
■	5m以下の避難対象地域
■	津波警報時の避難対象地域

(4) 車両避難における避難先及び避難路

車両による避難は渋滞発生や交通事故等の危険性があるため、必要最小限とすることとしているものの、避難目標地点まで1,000m以上ある地域も多くあり、徒歩で避難対象地域の外まで避難することが困難な要配慮者（避難行動要支援者）も多数存在する。

このため、避難対象地域の道路事情、地域の人口（要配慮者数）及び車両数を踏まえ避難路ごとの車両数の許容限界を検討し、車両避難の避難先及び避難路を、地区ごとに示すことにより、要配慮者が車両で避難しても渋滞を回避できるように努める。

ア 車両避難する場合の基準

(ア) 避難行動要支援者で、徒歩による避難が困難であり、避難支援等実施者が車両で同行避難することが必要な場合

(イ) 家族等に高齢者・乳幼児等の要配慮者がおり、避難先となる避難目標地点（避難対象地域の外）、高規格道路高台及び津波避難ビルまでの避難距離が500m以上で徒歩での避難が困難な場合

(ウ) その他、家族等に高齢者・乳幼児等の要配慮者がおり、外出先・勤務先から自宅（実家）に戻って家族とともに避難する必要がある場合

イ 車両避難する際の留意事項

(ア) 車両数を抑制するため、近所で協力し要配慮者の同乗者を努めて多くする。

(イ) 努めて、市が示す避難路を通り、大野地区等の遠方にある指定避難所、車中泊避難所等为目标とする。（近傍の地域を目標とすると渋滞発生の危険性が高くなる。）

(ウ) 歩行者の安全確保や事故防止を考慮し速度を20～30Km程度に抑える。

(エ) いさりび鉄道の状況により踏切通過ができない可能性があることから、防災ラジオ（FMいるか）等により継続的に情報を入手して避難路を選定するとともに、いさりび鉄道の状況を把握できた場合は、速やかにSNS等により情報を発信する。（渋滞の発生、交通事故等についても同様の処置を講ずる。）

ウ 渋滞発生回避のための処置

(ア) 市は、いさりび鉄道の状況、渋滞発生、交通事故等の情報を入手するとともに、防災行政無線、防災ラジオ等を活用して情報を発信する。

(イ) 車両避難の主体となる道路の信号機が停電時においても機能するように、速やかに発電機の設置や誘導員の配備を北海道警察に要望する。

【機能維持を優先すべき信号】



オ 各地区の特性に応じた車両の避難経路及び避難目標

(ア) 浜分地区

人口及び車両数が多いとともに、国道227が避難方向を横断するように走っており渋滞する危険性が高い。このため、避難行動要支援者の七重浜住民センター等への避難を優先するとともに、努めて、国道227を避けて避難することが望ましい。(函館方面から国道227を使用して避難する車両もあることを想定)

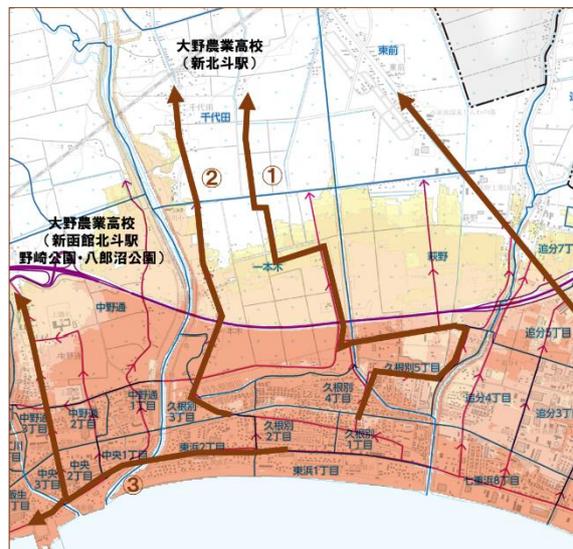


町名	避難経路
七重浜1丁目	③
七重浜2丁目	②
七重浜3丁目	③
七重浜4丁目	②③
七重浜5丁目	④
七重浜6丁目	③
七重浜7丁目	③～⑦
七重浜8丁目	③～⑦ ③～①

町名	避難経路
追分1丁目	③～⑦
追分2丁目	⑤⑥
追分3丁目	③～⑦
追分4丁目	③～①
追分5丁目	③～①
追分6丁目	⑦
追分7丁目	⑦
追分	⑦

(イ) 久根別・東浜地区

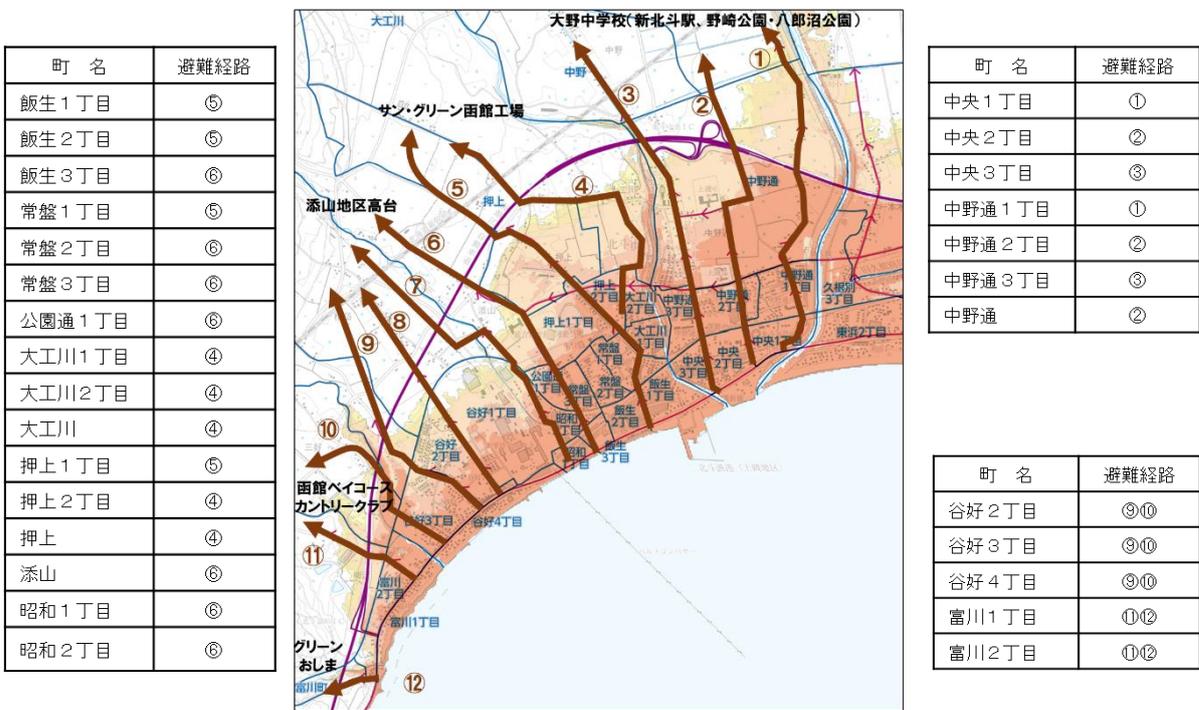
人口及び車両数が多いとともに、いさりび鉄道及び旧久根別川によって避難路が限定されていることから、渋滞する危険性が極めて高い。このため、避難行動要支援者の久根別住民センターへの避難を優先するとともに、いさりび鉄道以南地域については、踏切通過を避け、比較的渋滞が発生の危険性が少ない中央～谷好地区を經由して安全な地域に避難することが求められる。また、国道227進入に伴う渋滞の回避も必要である。



町名	避難経路
東浜1丁目	③～中央③⑤
東浜2丁目	③～中央③⑤
久根別1丁目	③～中央③⑤
久根別2丁目	②
久根別3丁目	②
久根別4丁目	①又は②
久根別5丁目	①

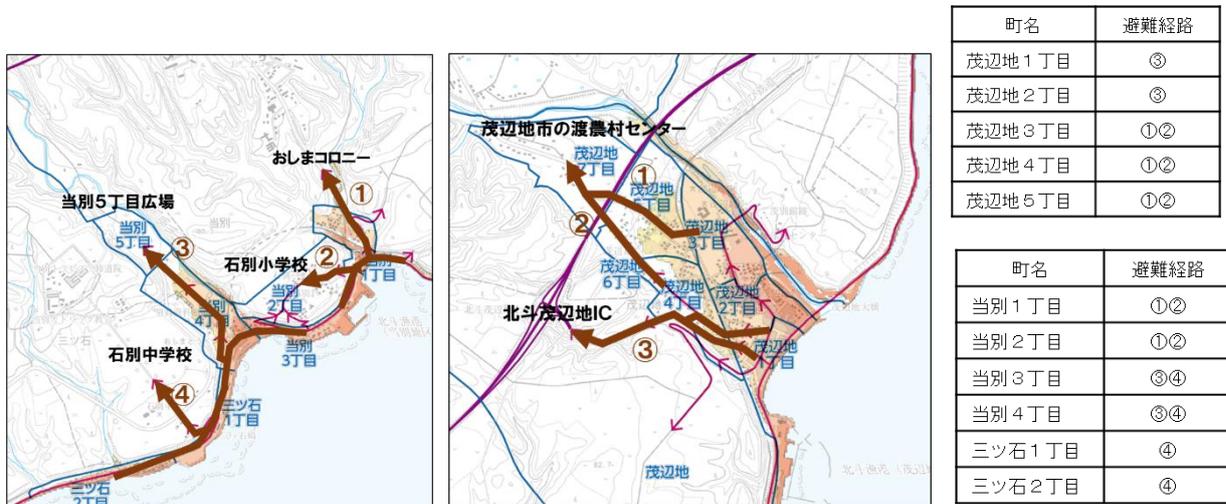
(ウ) 中央～谷好地区

人口及び車両数の比較的多い中央地区はいさりび鉄道横断時にアンダーパスや陸橋を使用できるとともに、他の地域は比較的人口及び車両数が少なく、かつ踏切が多くあることから渋滞の危険性は比較的小さい。ただし、多くの住民が大野地区を目標にすると沖川小学校付近で渋滞する危険性があるため、中央地区以外については、当面の間は指定緊急避難場所等で待機することが望ましい。



(エ) 茂辺地・石別地区

人口及び車両数が少なく避難する経路も確保させていることから渋滞の危険性は少ない。要配慮者の割合が高く、避難路が急峻な坂道になっていること等を踏まえると、車両避難を有効に活用することを求められる地域である。



8 避難先（避難目標地点、指定緊急避難場所、津波避難ビル等）からの2次避難

避難目標地点、指定緊急避難場所（高規格道路高台を含む）、津波避難ビル等から指定避難所への移動については、市が準備する車両等を使用するものとする。この際、要配慮者等については市の公用車、民間のバスなどあらゆる手段を用いて早急に移動を完了できるよう災害対策本部において対応するものとする。ただし、一次避難した避難者を共助により避難先付近の住民が自家用車等で指定避難所まで送る行為を妨げるものではない。

また、指定避難所に収容不可能な場合には速やかに「広域一時滞在」について確保する。

(1) 避難対象地域の外の避難目標地点、指定緊急避難場所、高規格道路高台からの移送

市は避難対象地域の外の避難目標地点、指定緊急避難場所、高規格道路高台への一次避難者を指定避難所等に移送する手段として、バス事業者との間に「津波災害時における一次避難者の収容対策への支援に関する基本協定」を締結しており、避難者の移送体制を確保している。

市はバス事業者のバスや災害派遣要請を受理した陸上自衛隊の車両等を活用して避難目標地点、指定緊急避難場所及び高規格道路高台を巡回しつつ、一次避難者を務めて早期に指定避難所等に移送できるようにする。特に高規格道路高台は避難者が許容より増えることが予想されるとともに、防寒対策の備蓄倉庫（令和8年度整備予定）等がないことから、津波が到達する前の早い段階から避難してきた住民の移送を開始するものとする。

【一次避難者を移送する経路等】



（2）津波避難ビルからの移送

避難した津波避難ビルの周辺が浸水していない場合は徒歩により移動するものとする。ただし、浸水していない、若しくは浸水が引いた場合であっても津波警報等が解除されるまでは、陸上移動は避ける。（津波で浸水した地域は瓦礫等により車両が使用できない公算大）

避難した津波避難ビルの周辺が浸水し移動ができない場合は、ヘリコプターなどによる空からの救助または津波警報等が解除している場合にはゴムボート等による救助を要請するが、状況により津波警報等が解除され、津波避難ビルからの移動が可能となるまで移動できないことがある。

※ 津波、土砂崩れ等により**茂辺地・石別**で孤立した地域が発生した時も同様

（3）指定避難所への配分の考え方

津波避難場所、避難目標地点には、同地域の住民が集まって避難していることから、同じ地域内の避難者が同じ避難所で避難生活できるよう、二次避難先（指定避難所）は北斗市町会連合会の地区連絡協議会を基本とし、避難対象地域を8ブロックに分け、ブロックごとに避難所を定める。

（4）不足する指定避難所への対応

日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震発生時に使用可能な指定避難所は23施設（収容可能人員17,320名）であるが、被害想定における避難所避難者数※は約23,000名であることを踏まえると、約6,000名分の収容施設（指定避難所）が不足する。このため、市は七飯町と覚書を締結し、広域一時滞在できる指定避難所9施設（収容可能人員2,190名）を発生当初から開設するようにしている。それでも、不足することが予測されることから、新函館北斗駅の駐車場等を車中泊避難所として開設し、避難所に避難できなかった住民に対しても支援物資の配分等の支援ができるようにする。

※ 避難者総数（避難者の最大数として、浸水域内の全員が避難するとした数（34,000名）のうち、避難所に避難する者の数。

（5）避難行動要支援者に対する指定避難所

指定福祉避難所は、協定を締結している要配慮者施設を指定していることから、発災時に避難行動要支援者の受入れは困難であり、当初、一般の指定避難所で受け入れた後に調整することが必要となる。他方、一般の指定避難所すべてが避難行動要支援者を受け入れられるように生活環境を整備することも困難なことから、一般の指定避難所において比較的良好な生活環境を確保できる避難所を避難行動要支援者受入れ可能避難所として開設するものとする。

このため、避難行動要支援者を受入可能な指定避難所に対し優先的に職員の派遣や支援物資の配分を行う。また、避難行動要支援者については、基本的には七飯町の避難所及び車中泊避難所には入れないものとする。

※ 避難行動要支援者として市が指定する条件のうち、年齢条件（65歳以上）のみで対象になっている避難行動要支援者を除く。

【指定避難所（津波）の一覧表】

区域	番号	施設名	住所	収容可能人員 (1人/2㎡)
安全区域（浸水想定区域外）の指定避難所	1	清川農村センター	清川604-3	180
	2	沖川小学校（校舎）	清川595	390
	3	沖川小学校（体育館）	清川595	160
	4	石別小学校（校舎）	当別2-5-1	480
	5	石別小学校（体育館）	当別2-5-1	220
	6	石別中学校（校舎）	三ツ石270	1,430
	7	石別中学校（体育館）	三ツ石270	450
	8	市渡小学校（校舎）	市渡242	540
	9	市渡小学校（体育館）	市渡242	230
	10	大野小学校（校舎）	本町2-12-6	1,750
	11	大野小学校（体育館）	本町2-12-6	500
	12	大野中学校（校舎）	本町554-1	1,390
	13	大野中学校（体育館）	本町554-1	450
	14	北斗市公民館	本郷2-32-5	1,380
	15	スポーツセンター	本郷2-5-1	990
	16	健康センター（せせらぎ温泉）	本町4-3-20	350
	17	せせらぎ保健センター	本町4-3-20	360
	18	さわやか会館	本町5-3-15	160
	19	大野農業高校（校舎）	向野2-26-1	3,750
	20	大野農業高校（体育館）	向野2-26-1	450
	21	萩野小学校（校舎）	開発393-9	530
	22	萩野小学校（体育館）	開発393-9	280
	23	農業振興センター	東前74-2	900
七飯町との覚書に基づく避難所	1	大中山小学校（体育館）	大中山2丁目1-5	280
	2	大中山コモン	大中山3丁目275-2	320
	3	大中山中学校（体育館）	大中山3丁目291-1	270
	4	鶴野地域センター	字鶴野229-2	170
	5	文化センター	本町6丁目1-2	240
	6	七重小学校（体育館）	本町6丁目2-11	280
	7	藤城小学校（体育館）	字藤城268	200
	8	峠下小学校（体育館）	字峠下420-1	160
	9	七飯中学校（体育館）	本町6丁目9-1	270
車中泊避難所	1	新函館北斗駅（駐車場）	市渡1丁目1-1	約2,000台
	2	八郎沼公園（駐車場）	向野	約140台
	3	野崎公園（駐車場）	野崎	約150台

※ 七飯町と覚書を結び大津波警報発表時に避難所を開設するように依頼（七飯中学校は土砂災害の危険がない場合に開設）七飯町の収容可能人員は「1人/3㎡」で計算

避難所の不足と車両による避難者の増加を踏まえ車中泊避難所を指定

【8ブロックに割り振りする避難所等】

ブロック (対象地域)	避難対象人員 (避難所避難) ※避難行動要支援者	指定避難所 (受入れ可能数)	避難行動要支援者受 入れ可能避難所 ※過不足の対応要領
①七重浜 七重浜1～7丁目	7,328 (4,954) ※218	萩野小学校 (810) 大野小学校 (2,250)	農業振興センター (900) 北斗市公民館 (一部) ※過不足の対応要領 七飯町 (2,190) 石別地区 (1,267) 車中泊避難で対応
②七重浜・追分 七重浜8丁目 追分、追分1～7丁目	7,554 (5,107) ※143	北斗市公民 (1,380) スポーツセンター (990) さわやか会館 (160)	
③久根別・東浜 久根別1～5丁目 東浜1～2丁目 萩野、一本木、千代田	8,413 (5,687) ※252	大野中学校 (1,840) 市渡小学校 (770)	
	(15,748)	(9,100)	※過不足 (-6,648)
④中央 中央1～3丁目 中野通1～3丁目 中野通、中野、清川	3,363 (2,273) ※103	大野農業高校 (4,200)	健康センター (350) せせらぎ保健センタ ー (360) 清川農村センター (180) 計:890 ※過不足の対応要領 石別地区 (504) 若しくは 車中泊避難で対応
⑤飯生・常盤 飯生1～3丁目 常盤1～3丁目 押上、押上1～2丁目 大工川、大工川1～2丁目 公園通1丁目、添山	3,308 (2,236) ※130		
⑥谷好 昭和1～2丁目 谷好1～4丁目 富川、富川1～2丁目 水無、三好、桜岱、柳沢	2,418 (1,635) ※214	沖川小学校 (550)	
	(6,144)	(5,640)	※過不足 (-504)
⑦茂辺地 館野、矢不来 茂辺地、茂辺地市ノ渡 茂辺地1～5丁目	812 (549) ※54	石別小学校 (700) 石別中学校 (1,880)	石別中学校 (一部)
⑧当別 当別、当別1～4丁目 三ツ石、 三ツ石1～2丁目	384 (260) ※79	※石別地区が孤立した 場合、茂辺地地区は大 野農業高校等で受入	※過不足の対応要領 ①～⑥の避難者を 受入
	(809)	(2,580)	※過不足 (+1,771)
合計（避難所避難者等）	(22,701)	(17,320)	※過不足 (-5,381)

※ 石別地区は津波により孤立する可能性があるため、①～⑤の避難者を受け入れできない可能性あり。

避難所の不足分を車中泊避難で対応できない場合は、各指定避難所の駐車スペースを車中泊避難所として活用するとともに、七飯町に学校校舎についても避難所として開設することや車中泊避難所となる道の駅等の提供を調整する。

※ 住民が主体となる自主避難所を、添山会館 (60)、茂辺地市ノ渡農村センター (60)、中山会館 (60)、市渡会館 (40)、稲里会館 (90)、向野会館 (150)、千代田会館 (60)、一本木会館 (160)、文月会館 (80) 等に開設することを妨げるものではない。

第3章 初動体制

1 職員の非常配備体制

津波警報等が発表された場合の市の防災体制及び職員の連絡・参集体制は「北斗市地域防災計画」に定めるほか次のとおりとする。

(1) 勤務時の初動体制

津波注意報	
本庁舎	退避行動なし
七重浜支所	警戒配備体制をとり、 防災行政無線、エリアメール及び車両による沿岸地域への避難指示に関する 情報伝達及び全地域に対する注意喚起・情報提供等の広報を実施
茂辺地支所	
総合分庁舎	

津波警報		
本庁舎	1階	車両の移動及び必要備品、物資を2階以上に搬送 職員は2階以上に屋内安全確保、来庁者の避難誘導・応急救護等
	2階	災害対策本部を設置し情報収集・災害応急対策
七重浜支所	2階以上への屋内安全確保と情報収集	
茂辺地支所	茂辺地橋（避難路）の確認と避難誘導しながらの一時退避	
総合分庁舎	退避行動なし、情報収集、避難所開設準備等	

大津波警報	
本庁舎	災害対策本部を設置 指定された職員を除き総合分庁舎に災害対策本部を移転するため必要な車両 及び必要備品、重要書類等を搬送 指定された職員は情報収集・応急災害対策
七重浜支所	総合分庁舎への避難及び必要備品、重要書類等の搬送
茂辺地支所	茂辺地橋（避難路）の確認と避難誘導しながらの一時退避
総合分庁舎	退避行動なし、災害対策本部の受け入れ準備及び情報収集、避難所開設準備等

(2) 休日・夜間の参集体制

地震津波情報は、職員自らが道の防災情報メール及び報道機関等の情報を覚知して次の基準により自主参集し、情報収集・災害応急対策を実施する。(招集のための連絡はないが、参集できない場合は、その状況を報告)

この際、各対策班の長は、職員の参集状況を把握するとともに、家族を含めた安否確認を実施し本部長等に報告する。

配備基準	配備時期	担当対策班
第1 非常配備 (注意配備体制)		長：総務課長 全対策班2名以上、本庁舎へ参集。
第2 非常配備 (警戒配備体制)	津波注意報	長：総務部長 全対策班主査以上の職員は、本庁舎に参集
第3 非常配備 (災害対策本部設置)	津波警報 大津波警報	30分以内に参集可能な指定された職員は、本庁舎に参集 ・情報収集・災害応急対策 ・津波警報時 車両の移動及び必要品、重要書類を2階以上に搬送 その他の職員については、本庁舎が浸水していないことを確認後に本庁舎に参集 ・大津波警報時 必要な車両及び必要備品、重要書類等の搬送 その他の職員については、総合分庁舎へ参集

※ 参集途上において、火災、人身事故等に遭遇したときは、付近住民と協力し適切な処置をとること。

2 避難誘導等に従事する者の安全確保

避難誘導等に従事する者は、自らの命を守ることが最も基本であり、避難誘導等を行う前提であることを理解し、津波浸水想定区域内での活動する場合には、津波到達予測時刻等を考慮した退避ルールを確立するとともに、無線等の情報伝達手段を整えるものとする。

特に避難行動要支援者の避難支援については、リードタイムが限られており、支援内容について地域での相互理解を深めることが必要である。

3 津波情報等の収集・伝達

本市の津波予報区は「北海道太平洋沿岸西部」であり、函館地方気象台又は気象庁が発表する津波情報は、次表のとおり。

(1) 情報の種類と基準

種類	発表基準	発表される津波の高さ	
		数値で発表 (津波の高さ予想の区分)	巨大地震の 場合の発表
大津波警報	予想される津波の高さが高い ところで3mを超える場合。	10m超 (10m<予想高さ)	巨大
		10m (5m<予想高さ≤10m)	
		5m (3m<予想高さ≤5m)	
津波警報	予想される津波の高さが高い ところで1mを超え、3m以下 の場合。	3m (1m<予想高さ≤3m)	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高い ところで0.2m以上、1m以下 の場合であって、津波による 災害のおそれがある場合。	1m (0.2m≤予想高さ≤1m)	表記しない

(2) 津波情報等の収集・伝達

ア 市は、次の情報を迅速に収集し、防災行政無線・防災ラジオ等を使用し津波到達予想時刻等を市内全域に伝達する。

- (ア) 津波到達予想時刻及び予想される津波の高さに関する情報
- (イ) 各地の満潮時刻に関する情報
- (ウ) 津波観測に関する情報（沿岸で観測した津波の時刻や高さ）
- (エ) 沖合の津波観測に関する情報（沖合で観測した津波の時刻や高さ及び推定される沿岸での津波到達時刻や高さ）

イ 津波情報等の収集方法

- (ア) 全国瞬時警報システム（J-ALERT）
 - ・ 緊急地震速報（概ね地震発生の数秒前）
 - ・ 地震情報（震度4以上）
 - ・ 津波情報（津波注意報、津波警報、大津波警報）
- (イ) 北海道防災情報システム
- (ウ) 気象庁（地震発生後約3分で第1報、15分後に更新報）
- (エ) 北海道総合行政情報ネットワーク（北海道総合通信局）
- (オ) 報道機関（ラジオ・テレビ）

- (カ) 北海道開発局函館開発建設部（主要道路の状況）
- (キ) 北海道警察函館中央署（交通規制の状況）
- (ク) 道南いさりび鉄道、JR 北海道函館支社（列車等の運行状況）
- (ケ) 市内の浸水状況（高台、ドローン、北海道防災ヘリ、北海道警察航空隊、参集職員からの報告など）

ウ 住民への情報伝達方法

津波情報の種類及び対応 伝達方法（手段）	大津波警報		津波警報		津波注意報	
	勤務	閉庁	勤務	閉庁	勤務	閉庁
J-アラート（防災行政無線自動起動）※1	○	○	○	○	○	○
防災行政無線（手動付加情報）※2	○	○	○	○	○	○
防災ラジオ（自動起動・自動割込み）	○	○	○	○	○	○
L-アラート（テレビ・ラジオ・メール）	○	○	○	○	○	○
車両広報（市役所・消防）					○	○
電話・FAX・メール（各対策班）			○		○	○
アマチュア無線（協定）	協定に基づく要請					
津波フラッグ	海水浴場の開設時期のみ					

※1 大津波警報と津波警報は無制限にサイレンと音声が流れる。

津波注意報は1回のみ流れる。

※2 付加情報は、避難対象地域、津波到達予想時刻、津波の高さ、満潮時刻等。

エ 車両広報の担当範囲

実施機関	実施範囲
北斗市役所	国道227号沿い（大野川～七重浜）
北斗消防署	国道228号沿い（常盤川～三ツ石）

※ 津波注意報の場合は、海の中や海岸付近は危険な状態となるため、海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等の海岸付近にいる者に対して、津波注意報の発表を知らせるとともに、海岸付近から離れるよう防災行政無線及び広報車両により注意喚起する。

（第2非常配備体制に係る指揮監督者の判断により実施）

第4章 避難指示等の発令

1 避難指示の発令判断基準

避難指示は、大津波警報、津波警報、津波注意報の発表をもって自動的かつ機械的に避難対象地域へ避難指示を発令する。

津波情報	発令種別	避難対象地域
大津波警報	避難指示	津波災害警戒区域全域
津波警報		3 m以下の津波で浸水が想定される区域
津波注意報		海の中や海岸付近にいる者（海水浴客、釣り客、漁業・港湾関係者等）
遠地地震に関する情報	発表される津波情報に準ずるが、必要に応じて「高齢者等避難」の発令を検討。	発表される津波情報に準ずる。

※ 津波災害は、危険地域から一刻も早い避難が必要であることから、「高齢者等避難」は発令せず、「避難指示」のみ発令する。

ただし、遠地で発生した地震や火山噴火等に伴う津波の場合については、気象庁が発表する「遠地地震に関する情報」の後に津波警報等が発表される可能性があることを踏まえ、津波警報等の発表前であっても、その内容により必要に応じて「高齢者等避難」を発表する場合がある。

※ ~~気象庁の津波警報基準は3メートル以下の津波であるが、避難対象地域は4メートルの津波を想定した区域とする。~~

2 避難対象地域

大津波警報、津波警報の避難対象区域は、第2章4項「避難対象地域の指定」参照

3 避難指示の伝達方法

避難指示は、市の災害対策本部から住民等へ確実に伝えなければならないことから、次表のとおり担当部署（対策班）を指定し、伝達先・伝達方法を定める。

ただし、市役所本庁舎も避難対象地域に含まれることから、大津波警報発表時については、この限りではない。

【避難指示の伝達担当部署】

担当部署	伝達手段		伝達先
総務対策班	北海道防災情報システムへの入力 (Lアラート)	テレビ	避難対象地域
		ラジオ	避難対象地域
		緊急速報メール	市内全域
総務対策班	防災行政無線（J-アラートで自動起動）※1		市内全域
総務対策班	ホームページ		市内全域
総務対策班	広報車（津波注意報のみ）		海の中や海岸付近にいる者
消防対策班 (北斗消防署)	消防車（津波注意報のみ）		海の中や海岸付近にいる者
	電話又はFAX、メール		消防団員
民生対策班	電話又はFAX		避難促進施設（学校以外）
市民対策班	電話又はFAX		町会・自治会、自主防災組織
経済対策班	電話又はFAX		漁港・水産施設、観光施設
文教対策班	電話又はFAX		学校（高等学校含）

※1 J-アラート（防災行政無線自動起動）では、サイレンの吹鳴とともに「ただちに高台へ避難して下さい」の音声が無制限に流れる。

※ 震源が沿岸に近い場合は津波到達時間が短いことから、少しでも早く避難する必要がある、津波災害警戒区域内に居るときに強い揺れ（震度4程度以上）又は長時間ゆっくりとした揺れを感じた時は、津波警報等の発表や避難指示の発令を待たずに、各自が自発的かつ速やかに避難行動をとることが必要。

4 避難指示の解除

避難指示の解除は、大津波警報、津波警報、津波注意報の解除の発表に基づき行うことを原則とする。ただし、浸水被害が発生した区域については、警報等が解除され、かつ、住宅地等での浸水が解消した段階とする。

※ 津波情報の切り替え（津波警報から津波注意報へ）に基づき海岸線の地域を除き避難指示を解除する場合には、津波注意報が解除されるまで海岸に近づかないことを周知徹底し、全てが解除されるまでは安全ではないことを付け加えて広報する。

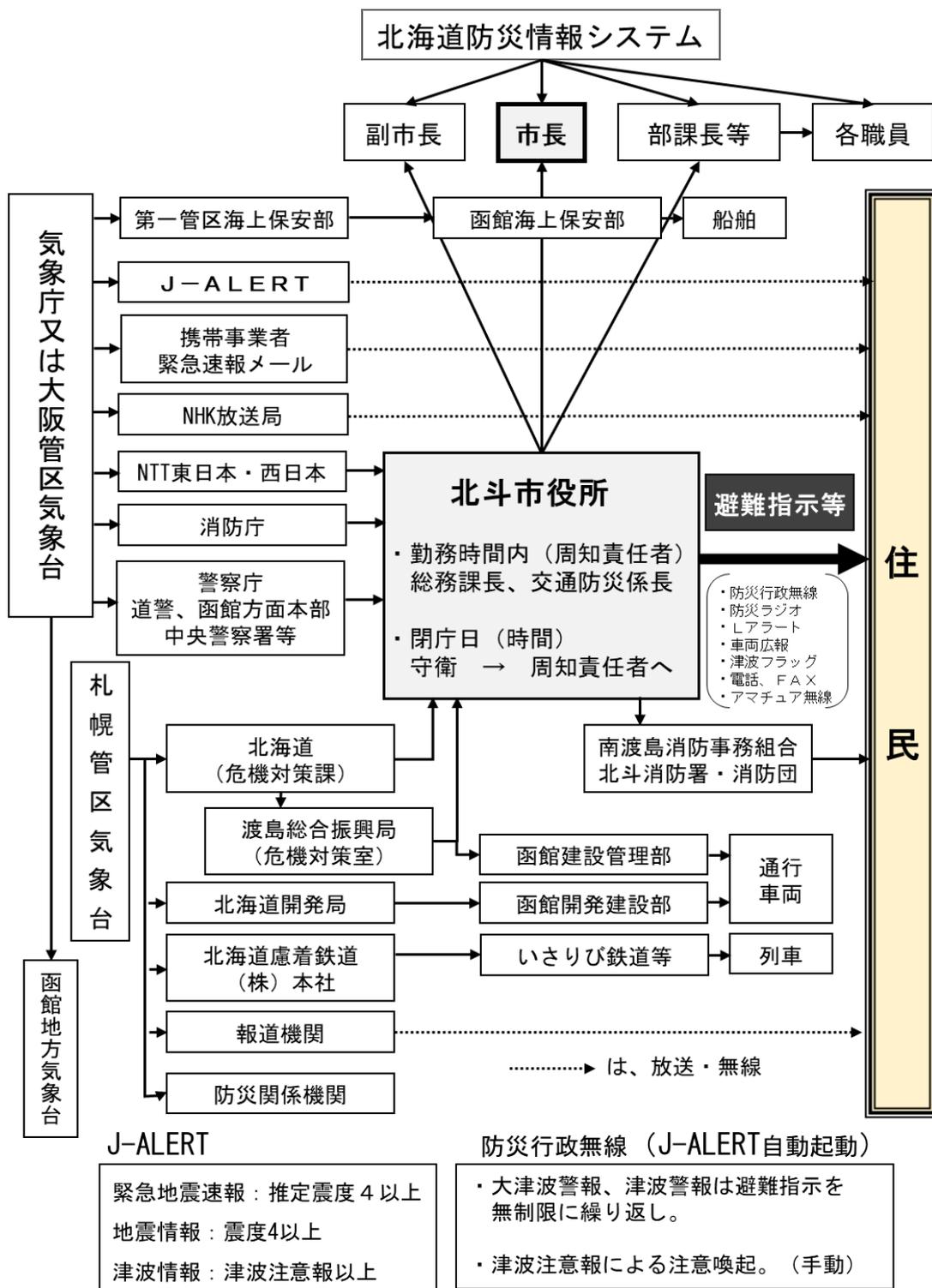
※ 避難指示の解除は、避難対象地域に対して発令した津波からの一時的な立退きの指示を解

除することであり、避難所の閉鎖とは異なることに注意。

5 津波情報及び避難指示等の伝達経路

気象庁、北海道等から住民及び市への津波情報、避難情報の伝達は、J-アラート及び自動起動による防災行政無線及び防災ラジオ、並びにL-アラート、電話、FAX等による伝達経路が確立されている。

情報伝達経路については下記の図のとおり。



6 避難情報の発令文

避難指示の発令は、災害対策本部長（市長）の判断に委ねることなく、大津波警報・津波警報・津波注意報の発表をもって、自動的かつ機械的に災害対策基本法第60条第1項の「避難指示」を発令するものとする。

(1) 大津波警報の発表と避難指示の発令（J-アラート）及び大津波津波警報による避難指示の付加情報（防災行政無線手動放送）

○J-ALERTによる自動起動放送（大津波警報の場合） ※1

- ◇ サイレン3秒吹鳴—2秒休止×3回
- ◇ 大津波警報が発表されました。
- ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。
→ 無制限に繰り返し

○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉

- ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること）
- ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。
- ◆ 大津波警報が発表され、函館江差自動車道以南の全域及び**追分**、**追分7丁目**、**萩野**、**一本木**、**千代田**、**中野**、**矢不來**、**茂辺地**、**石別の各地区**に「避難指示」を発令しました。
（大津波警報（3～5m）の場合：函館江差自動車道～国道227以南の地域）
- ◆ 直ちに、避難対象地域の外の地域、函館江差自動車道の高台又は津波避難ビルに避難してください。

〈※津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3

- ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。
- ◆ 予想される津波の高さは○○mです。
- ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※1 J-ALERTによる大津波警報の放送をもって対象区域への避難指示の発令とする。

※2 新たな情報を収集・伝達する際は、J-アラートの放送を停止して、防災行政無線、防災ラジオにて、津波に関する新たな情報（鉄道・踏切及び避難路（渋滞状況）等の情報を含む。）を付加しつつ放送する。

以後、津波到達予想時刻まで繰り返す。

※3 防災無線・ラジオ（FM**いるか**を含む。）等で津波に関する情報を継続的に入手し、危険が切迫した場合には命を守る行動（近くの努めて高い建物の上昇階に避難する等）をとるように伝達する。

(2) 津波警報の発表と避難指示の発令（J-アラート）及び津波警報による避難指示の付加情報（防災行政無線手動放送）

<p>○J-ALERTによる自動起動放送（津波警報の場合のみ） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ サイレン5秒吹鳴—6秒休止×2回 ◇ 津波警報が発表されました。 ◇ 海岸や河川付近の方は高台に避難してください。 → 無制限に繰り返し <p>○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること） ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ 津波警報が発表され、いさりび鉄道南側及び一本木、久根別1～4丁目、中野通、中野通1～3丁目、常盤1～3丁目、大工川1・2丁目、押上1・2丁目、公園通1丁目、矢不來、茂辺地、石別の各地区に「避難指示」を発令しました。 ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れていさりび鉄道の北側や高台、津波避難ビルにしてください。 <p>〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。 ◆ 予想される津波の高さは○○mです。 ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※1～3 大津波警報に同じ

(3) 津波注意報の発表（J-アラート）及び津波注意報による注意喚起（防災行政無線手動放送）

<p>○J-ALERTによる自動起動放送（津波注意報の場合のみ） ※1</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇ 津波注意報が発表されました。（3回繰り返し） ◇ 海岸や河川付近の方は注意してください。 <p>○防災無線放送伝達文〈数分間隔で、2回繰り返し〉</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。 ◆ 津波注意報が発表され、国道228の南側、海岸周辺に「避難指示」を発令しました。 ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて国道228の北側や高い場所に緊急に避難してください。 <p>〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3</p> <ul style="list-style-type: none"> ◆ 予想される津波の到達時刻は、○時○○分です。 ◆ 予想される津波の高さは○○mです。 ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※2、3 大津波警報に同じ

(3-1) 津波注意報による注意喚起（車両広報）

- ◆ こちらは北斗市役所（消防署）です。
 - ◆ 津波注意報が発表されています。
 - ◆ 海の中や海岸付近は危険です。ただちに海岸から離れて安全な場所に移動してください。
- 〈海水浴期間中〉
- ◆ 海水浴場の皆さんは、直ちに海から上がり、監視員の指示に従ってください。

※ 車両による広報実施の要否は、第1非常配備体制に係る指揮監督者の判断。

(4) 避難指示の伝達文（停電や通信途絶等により津波警報等を適時に受け取ることができない状況において、強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合）

- 防災無線放送伝達文〈数分間隔で、数回、繰り返し〉
- ◆ （2回目以降の放送では、冒頭にサイレン吹鳴を入れること）
 - ◆ こちらは防災北斗。緊急放送、避難指示発令。緊急放送、避難指示発令。
 - ◆ 強い揺れの地震がありました。
 - ◆ 函館江差自動車道以南の全域及び追分、追分7丁目、萩野、一本木、千代田、中野、矢不來、茂辺地、石別の各地区に「避難指示」を発令しました。
 - ◆ 直ちに、避難対象地域の外の地域、函館江差自動車道の高台又は津波避難ビルに避難してください。
- 〈※ 津波到達時刻等が判明した場合は、次の伝達文を最後に加えること〉 ※2、3
- ◆ 予想される津波の到達時刻は、〇時〇〇分です。
 - ◆ 予想される津波の高さは〇〇mです。
 - ◆ 直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に緊急に避難してください。

※2、3 大津波警報に同じ

第5章 津波対策の教育・啓発

市民に対しては「自らの命は自らが守る」という観念に立って、強い揺れや弱くても長い時間ゆっくりとした揺れがあった場合には津波の発生を想起して、津波警報の発表や避難指示の発令を待たずに可能な限り迅速に避難先への避難を開始するなど、率先して避難行動をとる意識を醸成するため、次のとおり教育・啓発に努める。

1 津波に対する心得

- (1) 強い地震（震度4程度以上）の揺れ又は弱い地震でも長い間ゆっくりとした揺れを感じたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (2) 地震の揺れを感じなくても、津波警報等が発表されたときは、直ちに海岸から離れ、急いで安全な場所に避難する。
- (3) 報道機関（FMいるか）や行政機関のウェブサイト等の信頼できる情報源から正確な情報を入手する。
- (4) 海水浴や磯釣り等で海岸堤防等より海側にいる場合は、津波注意報が発表されたなら避難する。
- (5) 津波は繰り返し襲ってくるため、津波警報等が解除されるまでは気をゆるめない。
- (6) 津波は河川を遡上することがあるため、河川に近づかない。

2 津波防災教育・啓発の場、手段・方法、内容等

- (1) 町内会・自治会、自主防災組織等
 - ア 町内会・自治会、自主防災組織及び事業所等を対象とした出前講座や研修（講習）などを通じ、津波に対する防災減災知識の普及に努める。
 - イ 平常時より、住民に対し、防寒具等の避難時に所持すべきもの等についての普及啓発を図る。
 - ウ 町内会・自治会単位で地域の防災リーダーとなる防災士が各1名以上在籍するように、積極的に市の補助制度を活用し養成に努める。
- (2) 学校
 - ア 学校教育における防災教育の充実・向上を図るとともに、児童・生徒等による地域防災活動への参画や学校と地域との連携を促進する。特に、今後、地域防災の主体を担い、防災活動に大きな役割を果たすこととなる小・中学生等の学校教育においては教育委員会と連携し、地震・津波に関する正確な知識や日頃からの備え、地震・津波が発生したときの対応、地域社会への貢献等について、組織的・体系的な教育に取り組む。
 - イ 各地域における津波避難訓練において、参加しやすい日時を設定し、多世代の参加が期待できる学校と地域が連携した訓練を計画する。
- (3) その他
 - ア 平常時における津波災害に対する防災意識の向上を図るため、海拔等を表示する標識や避難路標識を計画的に設置する。

- イ 津波避難ビルの利用方法について、住民に周知徹底するとともに、その地域にとって適切で効果的な避難方法を住民と一緒に考え「地区津波避難計画」の作成について積極的に支援する。
- ウ 地域社会や事業所において津波防災教育・啓発を行うため、北斗市防災連絡会議や消防職・団員など防災の知識や津波の経験を有する者による過去の災害の脅威や体験談等を語り継ぐ機会を定期的に設けるとともに、こうした津波防災教育・啓発の核となる防災リーダーの養成に努める。

3 津波防災の日等に合わせた取組

防災週間（8月30日～9月5日）、津波防災の日（11月5日）には、津波対策の重要性を発信する機会として防災教育・啓発を行うなど、防災に対する気運が高まる時機をとらえて効果的な取り組みに努めるものとする。

第6章 津波避難訓練の実施

津波避難訓練は、いざというときの円滑な避難を可能とするだけでなく、防災意識の高揚にもつながることから、少なくとも毎年1回以上は実施するものとする。

1 訓練の実施体制及び参加者

町内会・自主防災組織、学校、地元企業、防災関係機関、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図ることに努める。

訓練の実施にあたっては、参加者のニーズを把握するとともに世代を超えて多くの参加を得るために学校と地域を連携させる等、住民の積極的な訓練参加を促すものとする。

2 訓練の内容

訓練は、津波避難計画等において設定した避難先や避難経路等を実際に避難・確認し、災害発生時における円滑な避難ができるようにするとともに、想定されたとおり避難対策が可能か否かや避難行動要支援者の避難支援にどの程度時間がかかるか等について検証するものとする。

そのため、訓練の実施にあたっては、津波被害が発生する地震を想定し、津波高や津波到達予想時間等を訓練想定に盛り込むなど、それぞれの地域・機関の実情に応じた、実践的な訓練を行うものとする。

この際、夜間の避難や冬期間（積雪時）を想定した訓練も実働で行うなど、より実災害に近い形で訓練を実施するよう努めるものとする。

3 地域による避難訓練

地域にとって津波避難計画に示された避難先や避難経路等が必ずしも最適とは限らない。

このため、努めて地域や住民の特性に応じた、町内会（自主防災組織）は地区津波避難計画を、学校、要配慮者施設等の避難促進施設は避難確保計画を作成し、それに基づき訓練・検証するものとする。

4 市職員による訓練の実施

訓練は、勤務時間中の発生と休日夜間の閉庁時を想定し、参集体制や勤務日の初動体制、災害対策本部の移転要領、総合分庁舎における情報の収集・伝達要領などを実働で訓練・検証するとともに、図上による災害対策本部訓練によって各部署が実施すべき事項や連携要領等について訓練・検証を継続的に行い市の災害対応能力の向上に努める。

5 総合的な避難訓練の実施

市が主催する総合的な避難訓練は5年に1回程度の開催を目安とし、自主防災組織や町内会の住民組織を主体に、学校、ボランティア組織等の参画を得た地域ぐるみの実施体制の確立を図るとともに、市の職員においても参集訓練、災害対策本部訓練などを同時に行い実災害に備えるものとする。

第7章 積雪・寒冷地対策

積雪寒冷地特有の課題に対しては、津波や地震の揺れへの備えに加えて、寒さから「命を守る」ため、次に掲げる対策を考慮した上で、総合的な対策を推進する。

1 積雪・寒冷地特有の課題

- (1) 積雪等により避難に時間を要すること。
- (2) 積雪や凍結等により家屋の倒壊やライフライン等の被害が増大すること。
- (3) 積雪や凍結等が輸送・復旧等の活動の阻害要因となること。
- (4) 雪崩・落雪の可能性があること。
- (5) 暴風雪による視界不良等により避難に時間を要し、吹きだまり等により避難経路が寸断される可能性があること。また、暴風により低体温症のリスクが高まること。
- (6) 積雪寒冷期に、地震・津波災害とその他の自然災害との複合災害が発生した場合には、被害の拡大や対応の変化が生じること。

2 積雪・寒冷地対策

(1) 積雪・寒冷地を考慮した移送手段の確保

- ア 高台等の屋外に避難する場合には、その後、防寒機能を備えた屋内の避難所への二次避難が速やかに実施されるよう移送体制を確立する。
- イ 平野部が続く地域で、徒歩による避難が積雪等により時間を要し難しい場合には、災害及び積雪による道路寸断や道路渋滞・交通事故等の可能性が低いことを前提に、自動車を用いた避難を検討し「地区津波避難計画」の中で整理しておくものとする。

(2) 避難時における防寒対策等

- ア 津波から難を逃れた後、津波避難ビルや高台などの屋外で長時間、寒冷状況にさらされると低体温症要対処者となることから、市は指定緊急避難場所や指定避難所において、防寒機能を備えた空間を確保するとともに、防寒用品、暖房器具、飲料水等の配備に努める。
- イ 平常時より、住民に対し、防寒具等の避難時に所持すべきもの等についての普及啓発を図る。

(3) その他

- ア 防寒対策においては電力の確保が特に重要であり、避難所における非常用発電設備の整備、発電機の備蓄数確保並びに協定による調達の体制を強化するとともに、外部給電可能な車両の整備も含め多様な電源確保に努める。
- イ 積雪寒冷下では、救助・物資運搬等の活動を阻害されることを踏まえ、救助・物資運搬等に必要な道路啓開（除雪等を含む。）を先行的に実施するとともに、活動地域の優先順位を明確にし、限られた資源を有効に発揮できるように留意する。

第8章 その他の対策

1 観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策

観光客、海水浴客、釣り客等の避難対策については、観光協会や関係団体と共同して、自らの命を守るための準備を行うことを呼びかけるとともに、複数の手段による情報伝達、施設管理者が策定する津波避難計画に基づく安全な避難先への誘導等に留意するものとする。

2 避難促進施設の避難対策

市は、令和4年1月に津波法第53条に基づく「津波災害警戒区域」に指定されている。

これにより、北斗市地域防災計画でその名称及び所在地が定められた施設（避難促進施設）の所有者又は管理者は、津波法第71条により利用者の津波発生時における円滑で迅速な避難の確保を図るために必要な措置としての「津波避難確保計画」の作成と市長への報告が義務付けられている。

避難促進施設の施設管理者は、津波避難確保計画に基づき訓練を実施・反映し、地震・津波発生時には円滑に避難が行えるようにするものとする。

3 災害時における要配慮者の避難対策

災害時における要配慮者については、災害関連情報の取得能力、避難の必要性や避難方法等についての判断能力、避難行動に必要な身体能力の有無を勘案して、どのように避難するか等の対策を具体化することが必要である。

避難行動要支援者の避難対策は、本計画とは別に市が自主防災組織等と協力及び防災部局、福祉専門部局とが連携して「個別避難計画」を作成するとともに、自主防災組織と連携して「地区津波避難計画」を作成して対応する。

4 広域一時滞在

津波が終息した後、避難者を指定避難所等において一定期間滞在させることが必要となるが、日本海溝・千島海溝周辺海溝型地震で想定される最大規模の津波が発生した場合には、市内に開設できる指定避難所だけでは、避難者すべてを収容できないことから、市は七飯町との覚書に基づき避難所の開設を要請するとともに、必要に応じ、道（渡島総合振興局）に対し広域一時滞に関する調整を依頼する。

5 北海道・三陸沖後発地震注意情報発表時の対策

北海道・三陸沖後発地震注意情報（以下「後発地震注意情報」という）とは、日本海溝・千島海溝沿いでマグニチュード7.0以上の地震が発生した場合（以下「先発地震」という）に、発生から概ね2時間以内に内閣府と気象庁が合同で発信する情報で、特に1週間程度は、平時よりも巨大地震の発生に注意し、揺れを感じたり津波警報等が発表されたりした際に、直ちに津波から避難できる態勢等を確保するよう国民に呼びかける。

(1) 後発地震注意情報に関する留意事項

- ア この情報は、防災対応の呼びかけ期間中に、大規模地震が必ず発生するということをお知らせするものではない。
- イ 後発地震の可能性は、先発地震が起こってから時間経過とともに低くなる。
- ウ 後発地震の可能性は、先発地震の震源から遠いところほど低くなる。
- エ 後発地震の可能性は、後発地震の規模が大きいほど低くなり、最大クラスの後発地震が発生する可能性はさらに低くなる。
- オ 先発地震を伴わず、大規模地震が突発的に発生する可能性がある。
- カ 最大クラスの地震に備えることが大切だが、より震度が大きくなる可能性のある直下型の地震や、最大クラスの地震より発生確率が高い一回り小さい Mw8 クラスの地震等にも備える必要がある。
- キ すでに発生した先発地震への対応と後発地震に備えた対応を混同しないように配慮することが必要である。

(2) 後発地震注意情報が発表された際の市の対応

- ア 「後発地震注意情報」の伝達や防災対応の呼びかけを迅速かつ正確に実施する。防災対応の呼びかけ期間は、1週間とされていることから、定期的（1日に1回程度を目安）に住民への呼びかけを行う。
- イ 情報が発信されたとしても、市から社会経済活動を止めることとなる「事前避難」を呼びかけることはないが、個々の状況に応じて住民が判断し「自主避難」する場合には、安全な知人宅、親類宅、またはホテルや旅館への避難を基本とする。
ただし、やむを得ず避難所を開設する場合も想定されることから、その際の避難所運営は、避難者自ら行うこと、必要なものは、自ら確保することを周知する必要がある。
- ウ 市が管理・運営する公共施設においては、職員・施設利用者の避難誘導手順等の再確認（避難場所・避難経路の再確認）を実施する。
- エ 後発地震が発生した場合に住民が避難する指定緊急避難場所を点検する。
- オ 後発地震に備えた初動体制を再確認する。
- カ 後発地震が発生した際の企業等との防災協定等を確認する。

(3) 後発地震注意情報が発表された際の住民の対応

- ア 揺れを感じたり津波警報等が発表されたら、直ちに避難できる態勢の準備
 - （・直ちに避難できる態勢での就寝
 - ・非常持出品の常時携帯
- イ 想定されるリスクから身の安全を確保する備え
 - （・揺れによる倒壊への備え
 - ・土砂災害等への注意
 - ・屋内での安全の確保

ウ 後発地震に注意し、平時から誰もが実施すべき備え

- ・緊急情報の取得体制の確保
- ・平時からの地震への備えの再確認
- ・ハザードマップで危険箇所を再確認
- ・安全な避難場所や避難経路等を再確認
- ・家族との連絡手段や集合場所を検討・決定
- ・非常持出品（食料、水、常備薬、懐中電灯、携帯ラジオ等）の再確認
- ・タンス類・本棚等、家具の転倒防止対策を実施・再確認
- ・携帯ラジオや携帯電話の予備バッテリー等を準備
- ・冬期間では、防寒着、毛布、発熱剤入りの非常食等を準備
- ・症状に応じて必要となる薬や備品を準備 等

6 地域コミュニティにおける自主防災組織結成の促進

- (1) 地域防災力の中核となる消防団の人員・装備・施設を充実させる。
- (2) 平常時からの地域コミュニティの再生を図り、自主防災組織の結成及び活動カバー率の向上、防災資機材等の自主防災組織への配備等により自主防災組織の育成・充実を図る。
- (3) 住民避難については、避難施設等の整備や避難計画等の見直しといった行政の対応だけでは不十分であり、地域住民・事業者の日常的・継続的な努力があつて初めて効果を発揮するものであることから、地域の総合的な防災力の向上が不可欠である。

7 その他

自助、共助を基本とした事前防災と公的機関による公助など多様な主体が連携し、最大限効果を発揮するためには、住民一人ひとりが主体的に行動できるよう、地域での「地区津波避難計画」の策定と防災教育・防災訓練等の住民主体の取組による防災意識の高い地域社会を構築し「災害文化」として醸成・定着させていく必要がある。

市は住民主体の取組を積極的に支援するものとする。

第9章 地区津波避難計画

1 地区津波避難計画の主体

- (1) 地区津波避難計画とは、町内会・自治会、自主防災組織が主体となって、単独または合同で作成する津波避難計画をいう。
- (2) 地区津波避難計画は、市が作成した北斗市津波避難計画（全体計画）の基本的な事項を参考に、地域の実情に詳しい住民自らが作成する。
- (3) 地区津波避難計画を作成する目的は、津波被害から命を守るために、住民一人ひとりが「津波から避難する」意識を高め、お互いに助け合い、津波が到達する前に安全な場所へ迅速に避難することを目的として作成する。

2 地区津波避難計画の構成

- (1) 設定の単位（地区の設定）
町内会・自治会、地区協議会の単位など、地域の実情に応じて設定する。
- (2) 地区津波避難計画の具体的な構成
地区津波避難計画には、定まった様式や決まりごとはないが、**一般的な構成例は以下のとおりである。**

【構成例】

- ・表紙（町内会・自治会・自主防災組織等の名称、作成した年・月）
- ・避難準備（非常用持ち出し品・備蓄品リスト）
- ・地震発生後～津波からの避難マニュアル～
「何をすべきか」「日頃から取り組むことはなにか」
- ・避難場所までの地図
（記載例：浸水想定区域、避難目標地点、避難経路、避難場所、避難所など）
- ・避難時に注意を要する場所
（記載例：番号表示、現状の写真、対応方法など）
- ・わが家の防災メモ
（関係先の電話番号簿、防災上必要なメモ）

3 地区津波避難計画の作成方法

- (1) 市が津波避難計画（全体計画）を策定した後は、避難対象地域ごとに住民が主体となってワークショップ等を開催し、「地区**ごとの**津波避難計画」（地区**防災**計画）を策定する。
- (2) 策定に当たっては、地域を熟知した住民自らが主体的に取り組むことにより、きめ細かく実効性の高い避難計画の策定が可能になる。
- (3) 事業所等も含めた地域全体で検討し、市は住民等に対してワークショップの開催を促すとともに運営を補助し、住民と協力して策定するものであること。
- (4) 具体的な**ワークショップ**の流れは**以下**のとおり。

【ワークショップの流れ】

① 知識を得る。

地域の住民が、自分が住む地域の特徴や浸水・津波の危険性について学習する場（勉強会）を開催する。

② 考える

ハザードマップをもとに、知人・津波が発生した状況を想像しながら住み慣れた地域を改めて歩き、避難行動を考える。各自が発見・確認したことを持ち帰り、ハザードマップの内容を充実させ、津波からの避難行動の計画図などを作成する。また、この計画図などをワークショップに参加していない住民にも周知し、地域全体で共有する。

③ 訓練で試す

地域の津波避難訓練に参加し、自宅から避難場所等までの避難経路等をあらためて確認する。その際、非常持出袋を携行するなど実際に近い状況を作り出すとともに、避難経路上に避難行動要支援者が住んでいれば、避難の手助けをすることも想定し、そうした状況で避難完了できるかどうか実際の行動により検証する。また、実際に避難する場所に入って広さなどを確認する。

④ 改善する。

訓練の結果、あらためて課題・問題点などを持ち寄り、より良い避難行動をとるにはどうしたらよいかを検証し、改善を行う。

【ワークショップ形式で作成していく理由】

- ①ワークショップ参加者に当事者意識が生まれる。
- ②住民が主体となって作成しなければならないことを理解しやすい。
- ③地区の実情を最も詳細に把握しているのは、その地区の住民である。
- ④地震が発生し、津波が来るときに実際に避難するのは住民である。
- ⑤地区の全員が協力し合って津波到達前に避難完了するという目標が明確である。

市は「地区防災計画作成の手引き」及び「地区防災計画（地区津波避難計画）の一例」等を作成し、地区津波避難計画を作成しようとする住民を積極的に支援する。

別冊 「地区防災計画作成の手引き」

別紙 「地区防災計画（地区津波避難計画）の一例」

【参考資料】

1 津波警報（3 m以下）発表時の津波浸水想定区域



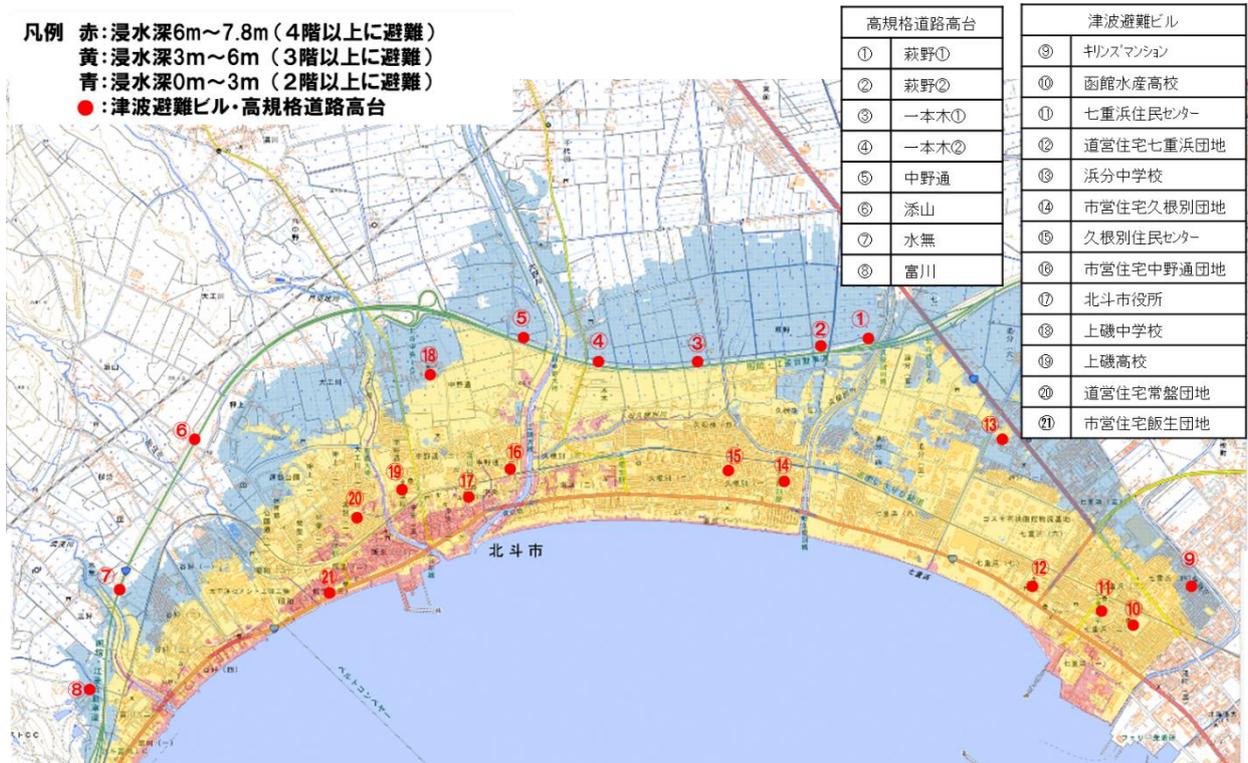
※ 避難目標ライン 青実線（いさりび鉄道～新川～高規格道路～上磯小学校～田園大橋～総合体育館～いさりび鉄道）

2 大津波警報（3～5 m）発表時の津波浸水想定区域



※ 避難目標ライン 桃色点線（イオン上磯店北側道路（常盤川）～国道227～高規格道路）

3 大津波警報（5 m以上）発表時の津波浸水想定区域



※ 避難開始が遅れた等により、津波到達予想時刻までに避難行動を完了させることができないようなときは、努めて高い建物の上階等に避難（緊急安全確保）するものとしているが、上記の津波浸水想定区域の色分においては、津波に何階まで浸水するかに着目して色分けをしており、津波警報の種類によって、何階以上に避難するかの参考としている。

緊急的に避難するのに適した建物としては、赤色の地域は4階以上、黄色の地域は3階以上、青色の地域は2階以上であり、津波に流されたり、地震で倒壊しないように、鉄筋コンクリート（RC）構造、鉄骨構造（S造）で昭和56年以降の新耐震基準で建てられた建物が望ましい。

平時から、居住している地域や避難経路付近にある緊急時の避難に適した建物等を確認しておくことが必要である。